

県と市町の新しい関係づくり協議会
協議経過報告

平成 20 年 10 月 31 日

目 次

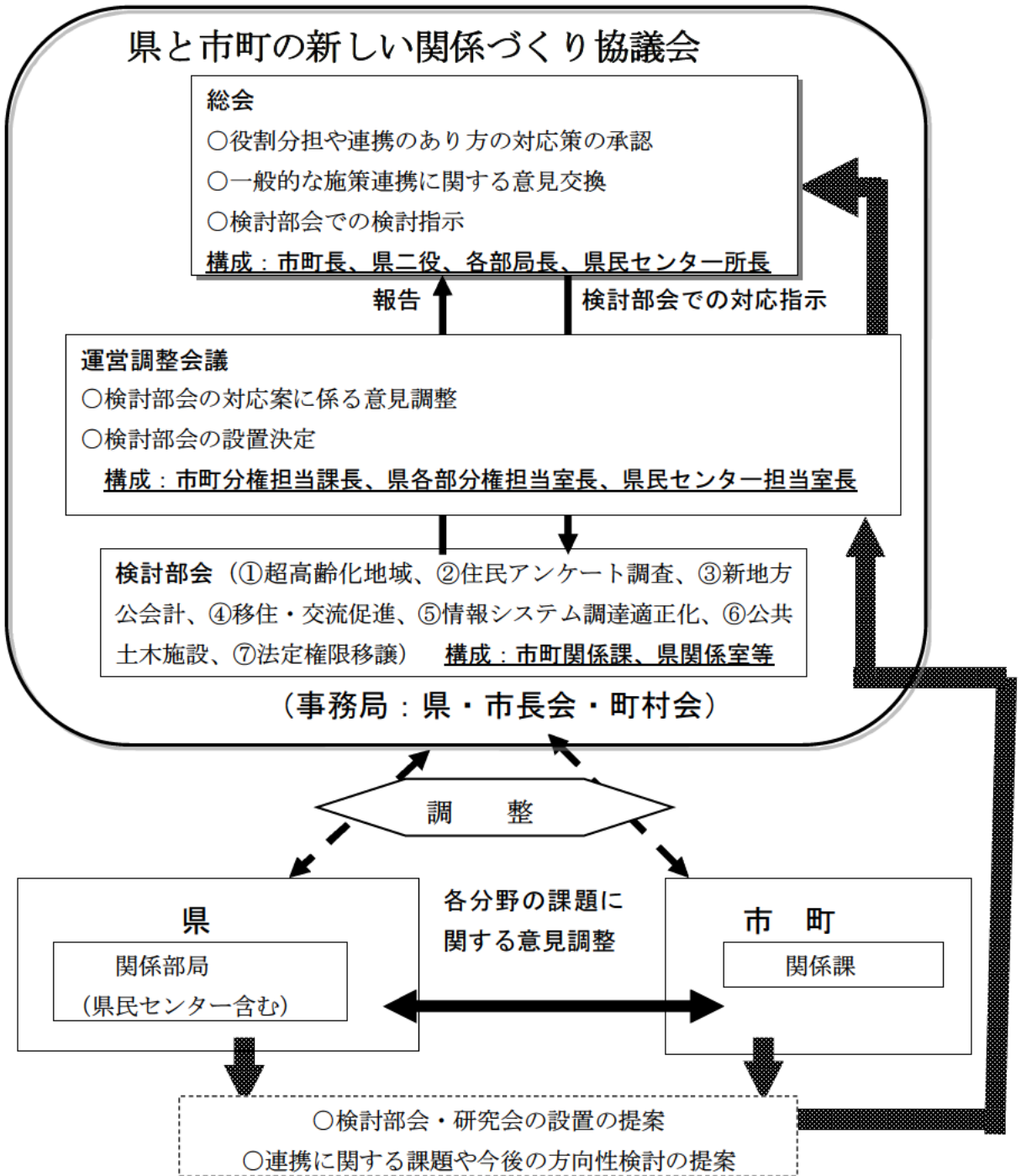
． 県と市町の新しい関係づくり協議会の仕組み	
（ 1 ） 協議の仕組み	1
（ 2 ） 協議会の構成等	2
． 運営調整会議の開催状況	2
． 新協議会の設置	3
． 検討部会の協議状況	6
超高齢化地域のあり方検討部会	9
住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会	15
新地方公会計制度検討部会	21
移住・交流推進に関する検討部会	31
情報システム調達適正化検討部会	35
公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会	59
． 新規検討部会の設置	65
法定権限移譲の進め方検討部会	65

《参考資料》

（ 1 ） 県と市町の新しい関係づくり協議会規約	73
（ 2 ） 検討部会の運営に関する規程	77

I. 県と市町の新しい関係づくり協議会の仕組み

(協議の仕組み)



協議会の構成等

	メンバー
総会	会長：知事 副会長：市長会会長、町村会会長、副知事（政策部担任） 委員：各市町長、副知事、各部長・県民センター所長
運営調整会議	市町地方分権担当課 県各局地方分権担当室、各県民センター地域防災担当室
検討部会	①超高齢化地域のあり方検討部会 ②住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会 ③新地方公会計制度検討部会 ④移住・交流推進に関する検討部会 ⑤情報システム調達適正化検討部会 ⑥公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会（新規） ⑦法定権限移譲の進め方検討部会 メンバー：市町担当課職員、県関係室職員 ※ 必要に応じ助言者として学識経験者を招聘
（事務局）	市長会、町村会、県市町行財政室、県担当室

Ⅱ. 運営調整会議の開催状況（H20年度）

第1回 平成20年5月1日

- （事項）
- ・県と市町の新しい関係づくり協議会の今後の取り組みについて
 - ・検討部会の設置・メンバー募集について
 - ・権限移譲について
 - ・第二期地方分権改革について

第2回 平成20年10月22日

- （事項）
- ・第5回総会（10月31日開催）について
 - ・新協議会の設置について
 - ・各検討部会の活動報告について
 - ・新規検討部会（法定権限移譲の進め方）の設置について
 - ・「美し国おこし・三重」の取組等について
 - ・第二期地方分権改革について

Ⅲ. 新協議会の設置

新協議会「(仮称)県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の 設置について(案)

I 提案主旨

県では、県と市町のパートナーシップの形成、市町への分権の推進、地域づくりの支援等をはかるため、「膝づめミーティング」(平成15年度～)、「県と市町の新しい関係づくり協議会」(平成15年度～)、「県と市町の地域づくり支援会議」(平成19年度～)を開催し、県と市町が連携して課題解決に向けた取組を推進してきたところです。

今後は、地域づくりの実践・展開による地域の活性化に向け、県と市町がより一層連携を強化して取り組むことが求められてきています。

また、本年5月に施行された「三重県地域づくり推進条例」においても、住民、事業者、市町、県その他多様な主体が協働して地域づくりを推進することが定められたところです。

このような状況を踏まえ、地域づくりをさらに推進するため、県と市町が連携の強化をはかり、協働して地域づくりの基盤を整備することにより、地域主権社会の実現を目指すことを目的として、県と市町で構成する新たな協議会の設置を提案します。

II 協議項目

- (1) 「県と市町の新しい関係づくり協議会」を廃止し、新たに「(仮称)県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(以下、「新協議会」という。)を設置することについて
- (2) 「県と市町の新しい関係づくり協議会」第6回総会(平成21年2月開催予定)において「新協議会」の規約等を決定することについて

III 「新協議会」の概要

1 名称

「(仮称)県と市町の地域づくり連携・協働協議会」

2 位置付け

県と市町が対等な関係で設置する共管組織

3 構成

(1) 構成員

県：知事、副知事、部局長等、県民センター所長

市町：市町長

(2) 会議

全県会議：全県的な政策課題等を協議・検討

地域会議：市町の地域づくりの課題を協議・検討

なお、両会議は検討課題の提供や情報共有を行い、連携をはかります。

全県会議

県と市町の連携・協働や役割分担等の対応方針を決定する**総会**、協議事項等を決定する**調整会議**を設置するとともに、必要に応じて調整会議で決定された事項について協議等を行う**検討会議**を設置します。

地域会議

県民センターを単位として開催し、地域づくりに関する包括的な意見を交換する**トップ会議**、協議事項を決定する**調整会議**、個別具体的な事項を検討する**検討会議**を設置します。

なお、トップ会議では、知事が出席して市町長との意見交換(従来の「膝づめミーティング」)も実施します。

4 事務局

県政策部(担当室及び県民センター)

県の支援策

県と市町が協議・検討した、地域づくりの課題解決に向けた取組に対し、県は必要な支援を行っていきます。

今後の予定

今後、現行の「運営調整会議」等の場において、「新協議会」の規約や運営方法等について検討したうえで、平成21年2月に開催予定の第6回総会で協議項目として提案いたします。

なお、「新協議会」による県と市町の連携体制については、「三重県地域づくり推進条例」で規定された「多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組み」の一つとして位置付けることを予定しています。

現行の県と市町の連携体制

設置根拠	目的	所管事項	組織
平成15年度規約	●分権社会実現 ●県と市町の役割分担 ●県民サービス向上	●連携協力 ●役割分担 ●専門性強化 ●権限移譲等の「全県的な課題」	県・市長会・町村会 共管 総会(首長) 運営調整会議(分権担当課長) 検討部会(担当課長)
平成19年度要綱	●連携強化 ●市町が取り組む地域づくり推進	●地域づくりの調査研究 ●先進事例研究等の「地域の課題」	県主催 ブロック会議(首長) 推進会議(企画担当部課長) 課題会議(担当)
平成15年度なし	●県と市町の相互理解	●県政策課題 ●市町地域課題	県主催 ミーティング(首長)

(仮称)県と市町の地域づくり連携・協働協議会

設置根拠	目的	組織	所管事項	担当
平成20年度規約	●地域主権社会実現 ・県と市町の連携強化・協働推進・役割分担明確化・相互理解 ・地域づくり支援	県・市長会・町村会 共管 全県会議 総会(首長) 調整会議(企画担当部課長) 検討会議(担当)	全県的な政策課題	政策部(本庁)
		地域会議 トップ会議(首長)※ 調整会議(企画担当部課長) 検討会議(担当)	市町の地域課題	政策部(県民センター)

情報共有
検討課題提供

※トップ会議は、知事が出席して市町長との意見交換(従来の「膝づめミーティング」)も実施します。

IV. 検討部会の協議状況（H20年度）

検討部会名称	検討部会での検討事項及び検討状況
<p>①超高齢化地域のあり方検討部会</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①「超高齢化地域」（高齢化率が50%を超える地域）の実態把握</p> <p>②集落機能の低下が住民生活や国土管理等に与える影響</p> <p>③集落維持のための具体的な方策</p> <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳により、自治会・区等のコミュニティ機能の基本単位となる地域ごとに、人口や世帯数、65歳以上人口のデータを整理したところ、高齢化率が50%を超える集落は、県内で153集落あった。 ・超高齢化地域である全153集落の代表者を対象にアンケート調査を実施した。 ・また、アンケート調査を実施した地域の中から、農山漁村や地域バランス等を考慮して、15集落において現地ヒアリング調査を実施した。 ・今後は、これらの実態調査の結果を踏まえて、具体的な対応策を検討していく。
<p>②住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①住民アンケート調査の課題</p> <p>②住民アンケート調査に関する県と市町の連携</p> <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内5市町で実施しているアンケートや、県が実施する「一万人アンケート」等についての設問内容や結果の活用方法についての事例を研究した。 ・今後は、それら事例研究を踏まえつつ、住民ニーズを把握するためのよりよい調査の実施方法、活用方法等について、引き続き検討していく。

検討部会名称	検討部会での検討事項及び検討状況
<p>③新地方公会計制度検討部会 (平成 19～20 年度)</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の4表について「総務省方式改訂モデル」を主とした公会計モデル</p> <p>②資産評価の具体的手法と、そのための公有財産台帳の整備のあり方</p> <p>③予算編成、決算分析への活用のあり方</p> <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通会計ベースでの貸借対照表の未収金等回収不能見込額、資産評価の方法等について、市町が取り組む時の標準的な考え方を整理するとともに、財務諸表4表のモデル的な試作に取り組んだ。 ・新地方公会計に基づき作成された財務諸表について、住民に分かりやすく、効果的に情報提供する方法について、県内各市町が取り組むための標準的なモデルについて検討した。 ・財務諸表を予算編成や資産管理等の行政経営ツールとして活用する方法や可能性について検討し、市町への新公会計の導入のメリットについて考え方を整理した。 ・今後は、財務諸表作成、活用方策等について、各市町における新公会計制度の導入の一助となるような考え方を提供するための「報告書」をとりまとめていく。
<p>④移住・交流推進に関する検討部会</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①先進地の取組事例の情報共有</p> <p>②県内の取組事例の情報共有</p> <p>③移住・交流に関する課題整理</p> <p>④県と市町が連携した推進策</p> <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住・交流に関する県内の主な取組や、県外の先進取組を情報共有し、事例研究を行った。 ・今後は、地域ビジョンの共有、地域の受入体制づくり、受入体制の仕組みづくり等における県と市町が連携した効果的な推進策について検討していく。 ・また、その施策を推進していくための、県と市町の役割分担について検討していく。

検討部会名称	検討部会での検討事項及び検討状況
<p>⑤情報システム調達適正化検討部会</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①情報システムの適正な調達や運用を行うため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な要求仕様書の作成方法 ・調達事務及び総合評価における評価基準 ・開発、運営委託における設計額、見積額の妥当性の事項等について研究を行うとともに、外部専門家の支援を受ける方法等 <p>②外部専門家支援の導入方法や導入効果を検討するため、実際の市町における情報システムについての実証実験を行った上での課題や問題点</p> <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報システムに関する外部専門家共同化利用についてのアンケート調査」を県内市町及び全国自治体に対して実施した結果、県内では情報化システムの調達、開発、運用に関しては、外部専門家による支援の必要性を感じているものの、費用面について厳しい現状がうかがえた。 ・今後は、実証実験を行いつつ、共同化での利用の必要性も含めて、調査・検討を行っていく。
<p>⑥公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会 (平成 19～20 年度)</p>	<p>《検討事項》(平成 20 年度)</p> <p>①道路管理主体のあり方について</p> <p>②道路管理手法のあり方について</p> <p>③小規模な急傾斜地崩壊対策事業のあり方について</p> <p>《検討状況》(平成 20 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路施設について、住民・県・市町にとっての効率的・効果的な管理に向け、その望ましい管理主体を検討するにあたっての考え方及び管理主体(管理権限)を移行するとした際の留意事項等を「(仮称)道路管理主体のあり方検討指針」として整理するべく、その内容について検討している。 ・県と市町との協働による維持管理手法を検討するため、ワーキンググループを設置して、道路管理の現状・課題等についてのアンケート調査等を実施している。 ・今後は、「(仮称)道路管理主体のあり方検討指針」の策定に向けて検討を進めるとともに、移行等の検討対象となる具体的な路線を抽出する際の手順を定める。また、道路管理手法についても、引き続き、より効率的・効果的な管理手法について検討していく。

① 超高齢化地域のあり方検討部会

検討部会設置の目的

高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）が50%を超え、地理的条件等が不利な地域では、地域の助け合いや共同作業といったコミュニティの機能が弱くなっている地域もあり、今後、人口減少や少子高齢化が進む中、コミュニティとしての存立が厳しくなる集落が発生する恐れもあります。

一方、こうした地域は、地域住民の生活の場であるだけでなく、農林漁業が営まれ、農地等が適切に管理されることにより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など多面的で公益的な役割を担っています。

このため、地域住民の意識や要望等について聴き取るなど、県内の中山間地域等における「超高齢化地域」（高齢化率が50%を超える地域。）の実態を把握し、今後の対応方向について調査、検討します。

検討部会メンバー 20名（市町13名、県7名）

市 町		県	
津市／政策課	津市／美杉総合支所	◎政策部企画室	政策部地域づくり支援室
○松阪市／政策課	松阪市／介護高齢課	政策部市町行財政室	政策部「美し国おこし・三重」推進室
尾鷲市／市長公室	熊野市／市長公室	政策部東紀州対策室	農水商工部農山漁村室
志摩市／企画政策課	伊賀市／企画調整課	農水商工部担い手室	
大台町／企画課	南伊勢町／行政経営課		
紀北町／企画課	紀宝町／企画調整課		

助言者 ● 三重大学／安食和宏 教授、／石阪督規 准教授

事務局 ● 三重県政策部 企画室

検討事項

「超高齢化地域」の実態把握について
集落機能の低下が住民生活や国土管理等に与える影響について
集落維持のための具体的な方策について

開催実績

- 調査検討会[4/25].....協議計画書(案)に準じて、今後の進め方説明
.....「超高齢化地域」の基礎調査について
.....「超高齢化地域」の実態調査の進め方について
- 第1回[5/27].....協議計画書に基づき、今後の進め方を説明
.....「超高齢化地域」の基礎調査の概要について
.....「超高齢化地域」の実態調査(アンケート調査)について
- 集落アンケート調査[5/27~6/27].....高齢化率5.0%超の153集落の代表者を
対象にアンケート調査を実施
- 第2回[7/23].....「超高齢化地域」アンケート調査の概要について
.....「超高齢化地域」現地ヒアリングについて
- 現地調査[7/28~8/11].....県内15か所でヒアリング調査を実施
- 第3回[9/12].....「超高齢化地域」現地ヒアリング調査の概要について
.....「超高齢化地域」の現状と課題について
.....国県市町における集落対策施策の状況について
.....「超高齢化地域」にかかる全国の取組事例について
.....「超高齢化地域」にかかる今後の対応方向について

検討内容および検討結果

1. 調査対象地域・単位

調査対象地域

中山間地域（過疎、山村振興、特定農山村、農林統計区分上の山間・中間農業地域）および準過疎、辺地の指定地域（以下「中山間地域等」という。）を調査対象地域とします。

但し、市街地、住居専用地域およびこれに準ずる地域を除きます。

調査単位

自治会・区など、地域での助け合いや共同作業といったコミュニティ機能の基本単位となる地域（以下「集落」という。）を調査単位とします。

なお、今回の調査対象集落は、856集落となりました。

2. 基礎調査の結果概要

住民基本台帳(平成20年3月1日現在)により、集落ごとに人口、世帯数、65歳以上人口のデータを整理しました。その結果、高齢化率が50%を超える集落は、県内で計153集落あり、中山間地域等の集落に占める割合は17.9%でした。

	北勢	伊賀	中南勢	伊勢志摩	東紀州	県計
中山間地域等の集落数 A	121	152	319	142	122	856
超高齢化地域の集落数 B	0	1	88	9	55	153
割合 (B/A)	0%	0.7%	27.6%	6.3%	45.1%	17.9%
県内全自治会・区等の数	2,214	440	1,618	431	378	5,081

「県内全自治会・区等の数」は、平成20年4月1日現在の数を、県企画室が市町から聞き取り調査をした結果です。

自治会・区等集落の単位は、市町（旧市町村）により若干異なります。

県内5圏域別に見ると、中山間地域等における超高齢化地域の集落の割合は、東紀州地域と中南勢地域で高くなっています。

<参考> 中山間地域等における超高齢化地域の集落の割合（旧市町村別）

圏域名	集落数	旧市町村における集落の数と割合
北勢	0	
伊賀	1	青山 1(4.5%)
中南勢	88	芸濃 1(25.0%) 美杉 62(46.3%) 松阪 4(25.0%) 嬉野 4(44.4%) 飯高 9(39.1%) 宮川 8(32.0%)
伊勢志摩	9	志摩 1(33.3%) 南勢 1(5.3%) 南島 6(31.6%) 度会 1(2.9%)
東紀州	55	紀伊長島 7(41.2%) 海山 3(37.5%) 尾鷲 6(66.7%) 熊野 18(50.0%) 御浜 1(7.1%) 紀宝 2(15.4%) 紀和 18(72.0%)

美杉では62集落が超高齢化地域となっていますが、これは他の市町村と比べて、集落の単位が小さいことによります。

農山漁村別に見ると、山村や漁村での高齢化率が高くなっており、また、中山間地域等における超高齢化地域の集落の割合も高くなっています。

<参考> 農山漁村別に見た中山間地域等における超高齢化地域の集落の割合と
高齢化率

	中山間地域等の 集落数 A	超高齢化地域の 集落数 B	割合(B/A)	高齢化率平均値
山村	389	128	32.9%	37.9%
農村	427	13	3.0%	27.8%
漁村	40	12	30.0%	42.2%
合計	856	153	17.9%	31.5%

「山村」とは、農林統計区分上の山間農業地域、「農村」とは、同統計区分上の中間農業地域等を表します。但し、いずれも漁村を除きます。

「漁村」とは、市町の分類に基づくものです。

集落規模別(世帯数)では、小規模な集落ほど超高齢化地域の集落の割合が高くなっています。

<参考> 集落規模別に見た中山間地域等における超高齢化地域の集落の割合

集落規模(世帯数)	中山間地域等の 集落数 A	超高齢化地域の 集落数 B	割合(B/A)
1～9世帯	39	25	64.1%
10～19世帯	97	43	44.3%
20～29世帯	100	40	40.0%
30～49世帯	129	17	13.3%
50～99世帯	199	13	6.5%
100世帯以上	292	15	5.1%

3. 集落アンケート調査の結果概要

調査対象

基礎調査で抽出された超高齢化地域である全153集落の区長等の代表者を対象にアンケート調査を実施。

回収数：122集落(回収率79.7%)

調査期間：平成20年5月27日～6月27日

調査項目

- ・ 生活関連施設・サービスや交通の状況
- ・ 集落機能・コミュニティの状況
- ・ 農地、山林、空き家など地域資源の状況等

アンケート調査でわかったこと

- 商店や医療機関などの生活関連施設は、人口規模が大きい集落ほど立地の割合が高いが、20人以下の小規模集落では、ほとんど立地していない。
- バス等の公共交通機関は、人口規模が大きい集落ほど確保されている割合が高いが、20人以下の小規模集落では3割程度にとどまっている。
(アンケート回答集落の平均は約70%)

- 集落道等の維持管理については、75歳以上の人口割合（「後期高齢化率」）が高いほど、住民のみによる継続が困難な傾向がある。
- 自治会等の運営面では、高齢化・人口減少で活力が低下し（約90%）役職者のなり手がなく（約63%）等の問題がある。
- 耕作放棄地や荒廃林が目立ってきており、また、鳥獣被害が多く発生している。（約84%）
- 大半の集落で空き家が発生しているものの、個々の状況が把握できていないこともあり、貸し出し可能なものは限られている。

4. 現地ヒアリング調査の結果概要

「超高齢化地域」の実態を詳細に把握するため、アンケート調査では得られない、生活面や生業、財産管理、住民の意向などについて、世帯ごとに把握するとともに、地域全体での取組状況や意向を把握するため、現地ヒアリングを実施しました。

調査箇所

アンケート調査を実施した地域の中から、集落規模や農山漁村、地域バランス等を考慮し、15集落を選定。

調査期間：平成20年7月28日～8月11日

調査方法

ア．グループヒアリング

集落ごとに10名程度を対象に、地域での取組状況や意向を聴き取り。

イ．個別ヒアリング

暮らしに対する意向や農林地等の管理状況などについて、世帯ごとに聴き取り。

アとイを合わせて計165名（男98名、女67名）を対象に調査を実施。

ヒアリング調査でわかったこと

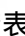
- 集落の実態が客観的に把握されず、また将来の見通も立てられていない。
- 生活に必要なサービス（商店、医療、学校等）が低下・減少している。
- 移動手段が不便であり、将来、車に乗れなくなった際の不安がある。
- 将来も今のところに住み続けたいとする人が大半である。
- 集落出身者のUターンへの期待は難しい面がある。
- 暮らしに必要な就労の場がかなり少ない。
- 農地・山林等の公益的機能の維持は困難な状況にある。
- 農作物に対する鳥獣被害が深刻な状況にある。
- コミュニティ機能が低下し、小規模集落では限界に近づきつつある。
- 集落再編や広域的連携は、地理的状況や財産問題等から難しい状況にある。
- 集落の孤立や津波など安全安心面で不安を抱えている。
- 地域づくりへのきっかけや話し合いの場、活動の継続が課題となっている。

5. 今後の予定

実態調査の結果を踏まえ、今後の具体的な対応策を検討していきます。

「移住・交流」検討部会での検討内容や「美し国おこし・三重」の取組方向との連携を図っていきます。

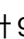
<参考> - 超高齢化地域の県内の分布状況

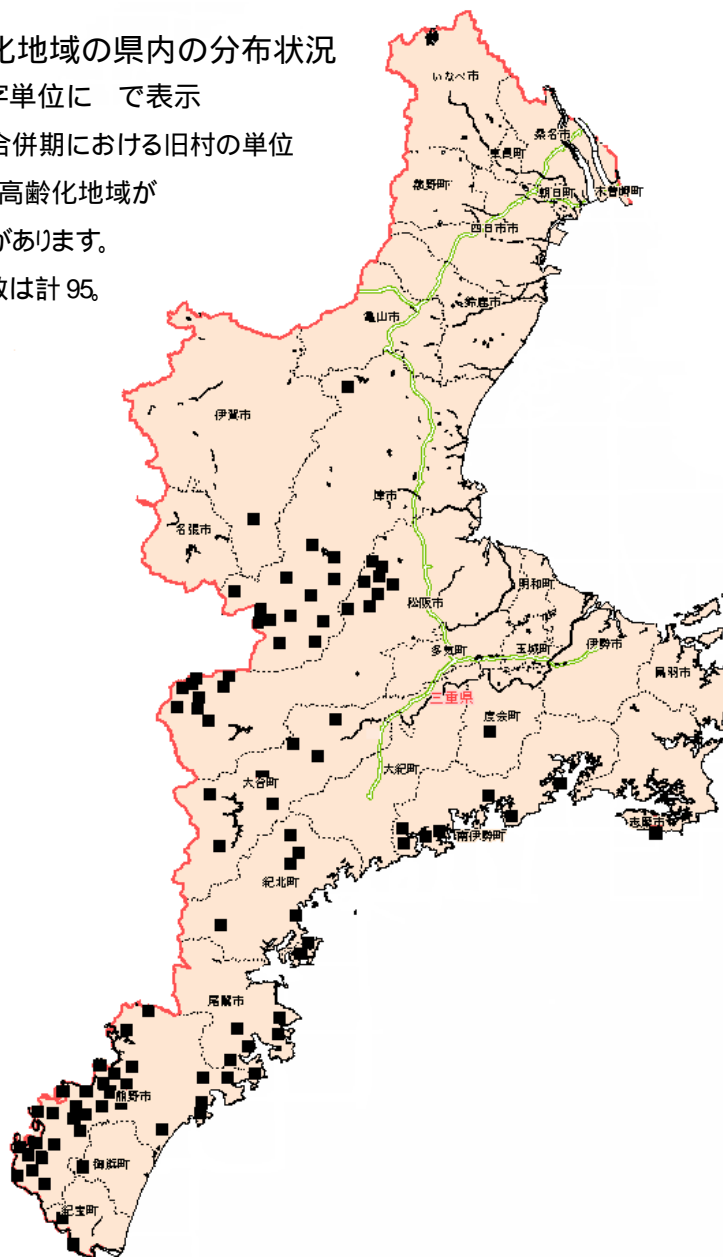
超高齢化地域を大字単位に  で表示

大字: 明治の町村合併期における旧村の単位

大字には複数の超高齢化地域が

含まれている場合があります。

表示している  の数は計 95。



② 住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会

検討部会設置の目的

少子高齢化の進展、産業構造の変化、県と市町の役割の変化等、地域社会を取り巻く情勢は大きく変化してきています。

そのような中で、県と市町が住民ニーズを把握するため実施している住民アンケート調査のあり方とその結果をどのように行政活動に活用していくべきかについて検討します。

検討部会メンバー 9名（市町7名、県2名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県
津市／市民交流課	四日市市／市民生活課	政策部市町行財政室
◎名張市／広報対話室	熊野市／市長公室	○政策部企画室
伊賀市／企画調整課	東員町／政策推進課	
朝日町／総務税務課		

助言者●皇學館大学／藤井 恭子 講師

事務局●三重県政策部 企画室

検討事項

- ①住民アンケート調査の実施状況
- ②住民アンケート調査の課題検討
(目的とあり方、実施方法、活用方法、県と市町の役割を踏まえた分析など)
- ③住民アンケート調査に関する県と市町の連携

開催実績

(平成20年度)

第1回 [6/9].....協議計画書により今後の進め方説明

県内市町の住民アンケートの実施状況

三重県における「一万人アンケート」の実施状況、活用状況

都道府県の住民アンケートの実施状況

参加市町の課題等について

- 第2回 [7 / 7] アンケート調査についての事例報告
事例1 名張市総合計画「理想郷プラン」にかかる市民意識調査
事例2 三重県一万人アンケート
住民アンケート調査の課題検討(目的、あり方)。
- 第3回 [8 / 1] アンケート調査についての事例報告
事例3 熊野市まちづくりアンケート
事例4 伊賀市まちづくりアンケート
住民アンケート調査の課題検討(実施方法)。
- 第4回 [9 / 8] アンケート調査についての事例報告
事例5 四日市市市政アンケート
事例6 東員町まちづくりアンケート
経過報告(案)について
- 第5回 [10 / 20] 経過報告(案)について
最終報告書の構成イメージについて
住民アンケート調査結果の情報共有について
設問及び選択肢の記載内容について(住みやすさ・施策)。

検討内容及び検討結果

4市1町((四日市市、名張市、熊野市、伊賀市、東員町)と県が実施した住民アンケートの設問内容や結果の活用方法について、他の都道府県が実施したアンケートも参考にしつつ、事例研究を実施しました。

詳細は別紙のとおりです。

今後の予定

アンケートのあり方について、知識を深めると共に、住民ニーズを把握するためのよりよい調査の実施方法(標本数、設問のタイプ、選択肢の数等)、設問や選択肢の記載内容、調査結果の分析・活用方法、県と市町の連携について引き続き検討します。

住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会

～経過報告～

当検討部会は、市町と県が住民ニーズを把握するため実施している（または、実施しようとしている）住民アンケート調査について、そのあり方と結果をどのように行政活動に活用していくべきか検討することを目的としています。

そこで、4市1町と県が実施した住民アンケートの設問内容や結果の活用方法について事例研究を行うと共に、他の都道府県が実施したアンケートも参考にしつつ、アンケートの実施目的や設問の内容について意見交換を行いました。

1. 各市町と県のアンケート調査の概要

事例研究を行ったアンケートの概要は、別紙のとおりです。

2. これまでの検討結果

(1) アンケートの実施目的

【実態】

アンケート結果は、総合計画等の数値目標に活用しているところが多い。四日市市では、アンケートを広報活動の一つと考えて取り組んでいるため、設問項目で施策の内容説明を加えるとともに、サンプル数を多めに設定している。

県では、県政運営への活用を目的にアンケートを実施しており、計画策定、県政運営方針策定、施策推進などに活用している。

県民に問う取組の内容が、県の施策なのか、市町等の取組も含むのか、把握するニーズは現状把握か、中長期的なものかについて課題として捉えている。

(2) アンケートの実施方法

【実態】

四日市市と伊賀市では外国人登録者も対象者としており、なかでも伊賀市は外国語のアンケート調査票も作成している。

【助言者からのアドバイス】

調査頻度は、計画期間により、2年毎、3年毎に行う方法もあるので、2年に1回であっても問題はない。

回収率が50%を下回っていることは一般的であり、問題はない。

郵送法によるアンケートの結果を掘り下げて調査する場合は、インタビュー法が有効である。

インターネット調査は、回収と分析が容易であるという利点がある反面、誰が回答しているか特定できる方法で実施すると回収率が低下するので注意が必要である。

統計学的には、一地域で分析する場合に必要なサンプル数は、1,000 サンプルあれば足りると言われている。

(3) アンケートの質問内容

【実態及び意見】

県調査の「お住まいの地域の住みやすさ」については、県全体の状況ではなく回答者が居住する市町や近隣地域の状況に左右されると感じている。伊賀市では、「ユニバーサルデザイン」などの意味が分からないと思われる言葉について、注釈を記載する必要性を感じている。

総合計画の数値目標になっているアンケートの質問項目は、次期計画策定時まで設問は変えられない。(複数の市町、県)

アンケートの質問項目を止める場合は、経年変化の把握に支障が出るため、慎重に検討した方がよい。

施策に関する重要意識は時代背景に左右されやすい。

【助言者からのアドバイス】

質問内容に2つ以上の要素が含まれているものを「ダブルバーレル」といい、結果が分析できないため、質問項目を分けた方がよい。

居住年数等の設問では、「5年以上10年未満」等の選択肢ではなく、年数を記入してもらう方法にすると、他の調査結果と比較しやすい。

「どちらでもよい」と「わからない」は、一つの選択肢にするべきではない。

「最も」「次に」を2点、1点とするのではなく、「思う」から「思わない」までを5段階の選択肢にしたほうがよい。

施策に関する重要意識や満足意識は平均値を出すべきものではない。重要意識の回答をもとに満足・不満足の関係を見ていく考え方もある。

(4) 市町と県の連携

【アンケートの質問内容】

東員町のアンケートでは、回答の選択肢に「国道・県道の整備充実」という項目がある。

【アンケート結果の分析、活用】

名張市では、「新しい公」の調査結果の参考として、県の一万人アンケートの結果を活用している。

県の一万人アンケート結果は、市町分類ができないが、「住みやすさ」などの設問で共通項目があれば、市町と県が一緒に分析できる。

3. 今後の検討予定

アンケートのあり方について、知識を深めると共に、住民ニーズを把握するためのよりよい調査の実施方法(標本数、設問のタイプ、選択肢の数等)設問や選択肢の記載内容、調査結果の分析・活用方法について引き続き検討します。

(経過報告 別紙)

アンケート調査の概要

市町調査名 (設問数)	サンプル 数	回収率	住みやすさ関係 (住)	満足・重要意識関係 (満重)	個別課題関係 (個)	重点・将来 課題関係(将)	市県政全般・運営課題・ 広報関係(政広)	自由 記入 (自)	
名張市 (H20) 総合計画「理想郷プラン」にかかる市民意識 調査 (52)	2,025	47.4%	住みごこち5択 住み続けたい16択	満足度9項目4択	地域づくり活動3択 環境保全活動参加3択 自然環境意向1問4択 地震備え4択 文化芸術鑑賞2択 状況調査4項目4択 中心市街地魅力3択 土地利用2問3択、6択	市民活動3択 意向調査15項目4択 情報発信意向2択 ｽｰｯ状況4択 歴史知識 ｸｲﾝ 5問2択 かかりつけ医有無3択 周辺市町村施設利用3択	新しい公 2問3択 組織機構の評価 5択	あり	
熊野市 (H18) まちづくりアンケート (37)	2,000	39.2%	住みよいか 6択と理由	まちづくり23項目 良い悪い5択+1	若者定住促進7択 高齢福祉の重点7択	少子高齢化8肢 情報化3問5-8択	重点順位 3択/23肢 将来イメージ 2択/11肢	市のイメージ 2択/15肢 大切、誇れるもの記入 市民参加5択 行財政改革5択	あり
伊賀市 (H19) まちづくりアンケート (69)	2,222	45.9%			満足・状況認識 健康福祉11問4択 教育文化11問4択 交流基盤8問4択	生活環境19問4択 産業振興7問4択 しくみ12問4択		あり	
四日市市 (H19) 市政アンケート (51)	5,000	39.9%	住み続けたい 5択	45項目(短文) 満足意識 選択肢5段階+1 特に期待する取組			市職員の信頼度 5択 広報3問	あり	
東員町 (H20) まちづくりアンケート (80)	2,500		住み続けたい 5択 住みたくない理由 「自分のまち」愛 着5択 「ふるさと」4択 +理由 暮らしやすさ5択	満足意識 選択肢5段階 都市整備、環境保全・ 生活環境、防犯・防災 対策、産業振興、保健・ 医療・福祉、教育・文 化・ｽｰｯ、人権・男女 共同参画、地域間交流		今後の特色 2択/12肢 特に力を入 れること 5択/41肢 キャッチフレーズ	近所付き合い4択 広報広聴6問 住民活動3問	あり	
三重県 (H20) 一万人アンケート (101)	10,000	36.7%	住みやすさ (お住まいの地域) 5択と理由 住み続けたい (お住まいの地域) 5択と理由	重要意識 44項目(短文) 満足意識 44項目(短文) 選択肢5段階+1 (認知意識2項目)	地域の活動 3問選択肢		広報4問 選択肢	あり	

③ 新地方公会計制度検討部会

検討部会設置の目的

公会計の整備については、平成18年8月31日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」において、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形として、地方公共団体及び関連団体等を含む連結ベースで、取り組むことが求められているところであります。さらに、地方公共団体の財政運営に対する住民の関心が高まりつつある状況を受けて、県と県内市町との協働によって検討部会を設置し、貸借対照表等の財務諸表の作成にかかる実証的検証やその他諸課題について検討を行います。

検討部会メンバー 24名（市町19名、県5名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県
津市／財政課（2名）	四日市市／財政経営課	◎政策部市町行財政室（5名）
伊勢市／財政課	松阪市／財務課	
桑名市／財政課	鈴鹿市／財政課	
名張市／財政経営室	尾鷲市／市長公室	
亀山市／財務室	鳥羽市／企画財政課	
熊野市／市長公室	いなべ市／政策課	
志摩市／財政課	伊賀市／財政課（2名）	
東員町／総務課	○大台町／財政調整課	
南伊勢町／行政経営課		

事務局●三重県政策部 市町行財政室

検討事項

- ① 公会計モデルの研究
 - ・総務省主催の研究会で示された「総務省方式改訂モデル」を主とした公会計モデルの研究
- ② 資産評価の実証的検証
 - ・資産評価の具体的手法と、そのための公有財産台帳の整備のあり方の検証

その他

- ・未作成団体に対する整備促進のあり方の検討
- ・予算編成、決算分析への活用のあり方の検討

開催実績

(平成19年度)

- 第1回 [6 / 7]
- ・検討部会の趣旨等について
 - ・検討部会の今後の進め方について
- 第2回 [8 / 3]
- ・ワーキンググループ(WG)の設置について
 - ・新地方公会計制度実務研究会の報告書(検討案)の概略について
 - ・検討部会の取組方向等について
- 第3回 [11 / 5]
- ・ワーキンググループによる検討結果の報告
 - ・貸借対照表等未作成団体に対する整備促進のあり方について
 - ・庁内の協力体制のあり方、一部事務組合等他団体への働きかけのあり方等について
- 第4回 [3 / 12]
- ・ワーキンググループによる検討結果の報告
 - ・松阪市における貸借対照表(普通会計ベース)試作に係る諸課題の検討結果について

(平成20年度)

- 第5回 [4 / 30]
- ・「新地方公会計制度検討部会」平成20年度運営方針について
 - ・<中間取りまとめ>の策定について
 - ・平成20年度「新地方公会計制度検討部会」スケジュールについて
- 第6回 [10 / 21]
- ・ワーキンググループによる検討結果の報告について

《講演会の開催》

(平成19年度)

- 第1回 [9 / 4]
- 「地方公会計改革セミナー」の開催
 - ・「地方公会計制度の意義とその概要」

講師：総務省自治財政局財務調査課 稲原課長補佐
・「体系としての公会計改革 ～浜松市の取り組み～」
講師：浜松市財務部財政課 金原主幹

(平成20年度)

第2回[6/16] 「地方公会計改革セミナー」の開催
・「新地方公会計の整備手法と活用の方向」
講師：監査法人トーマツ 公認会計士 林 伸一

《財務諸表作成ワーキング・グループ》

(平成19年度)

第1回[9/6] 売却可能資産の洗い出し及び資産評価の方法等の検討
第2回[10/4] 回収不能見込額の算定方法等の検討
第3回[2/21] 新地方公会計制度における財務諸表作成等に関する検討部会 中間報告書【素案】の検討

(平成20年度)

第4回[7/10] 貸借対照表(普通会計ベース)試作に係る諸課題の
検討
第5回[8/28] 普通会計ベース4表の試作及び諸課題の検討
第6回[10/6] 連結財務諸表作成の諸課題の検討

《活用方策等検討ワーキング・グループ》

(平成20年度)

第1回[6/26] 新地方公会計制度の活用方策について
第2回[7/29] 活用方策の全体イメージについて
第3回[9/9] 公表項目と財務分析について
第4回[10/15] 報告書(素案)の検討について

検討内容及び検討結果

- 1 地方公会計改革セミナーの開催
監査法人トーマツの公認会計士を講師として招聘し、新地方公会計の整備

手法と活用の方向をテーマに講演会を実施し、当該制度の活用方策等、今後の取り組むべき方向について理解を深めました。

2 活用方策等に係るWGの設置

(メンバー：市町6名、県2名 事務局：三重県政策部市町行財政室)

財務諸表の分かりやすい公表方法の検討

新公会計整備に基づき作成された貸借対照表等の財務諸表を住民に分かりやすく、効果的に情報提供する方法について、県内各市町が取り組むための標準的なモデルについて検討しました。

財務諸表分析の行政経営への活用にかかる検討

財務諸表を予算編成や資産管理等の行政経営のツールとして活用する方法や可能性について検討し、市町への新公会計の導入のメリットについて考え方を整理しました。

3 普通会計財務諸表4表の試作

貸借対照表の未収金等回収不能見込額、資産評価の方法等について、市町が取り組む時の標準的な考え方を整理するとともに、その考え方に基づいた普通会計の財務諸表4表のモデル的な試作に取り組みました。

今後の予定

- 1 平成20年度末には、検討内容についてのとりまとめを行い、各市町に情報提供するとともに、普通会計ベース及び連結ベースでの貸借対照表等のモデル的な試作を行います。
- 2 新公会計制度に基づく財務諸表のわかりやすい情報提供の方法や諸表を分析して行政経営に活用する方法についてとりまとめ、県内各市町へ提供し、各市町における新公会計制度導入の検討の一助となるよう取り組んでいきます。
- 3 平成19～20年度の2年間の検討をとりまとめ、県内各市町の取組に役立つような「報告書」を策定し、総会において報告します。それにより、各市町の公会計整備の進展に寄与します。

財務諸表作成ワーキング・グループにおける諸課題

1. 普通会計バランスシート作成に係る諸課題について < 検討結果の内容 >

1. 公共資産 (1) 有形固定資産

【課題】

決算統計昭和43年以前の資産のうち、重要なものは資産計上するとなっているが、重要なものの定義を定めるかどうか。

【検討結果】

ワーキンググループでの定義付けまでは難しいが、判断基準となる金額や面積の例示を最終報告書に記載するとともに、松阪市試案の記載について検討する。また、資産台帳の段階的整備やスケジュールの重要性についての記述を最終報告書に加える。

【松阪市(モデル団体)案】

公有財産台帳は整備済であることから、昭和43年以前の建物に係る資産については全て有形固定資産に計上することができる。ただし、土地については、建物の底地は建物と同時期に購入したと仮定して数値を計上する。

(ルール化)

・耐用年数が40年以下のものは対象外(平成19年度で決算統計作成から39年経過)

- ・道路、橋りょう、河川、砂防、街路は把握可能であれば対象
- ・耐用年数が経過した建物の底地は把握が難しいため対象外
- ・建物については、保険デフレーターを使用し再調達価格を算出し減価償却する
- ・土地については、仮評価を実施することなどを検討中

【参考】(Q&A P30 問64)

重要性の基準値を一律に示すことは困難だが、有形固定資産計上にあたっての重要性は、基本的に金額により判断することとなる。したがって、例えば都市計画区域内の一定面積以上の土地などから調査を開始することが望ましい。

2. 投資等 (4) 長期延滞債権

【課題】

長期延滞債権の範囲について、一定のルールを定めるかどうか。

【検討結果】

国の作成要領では「当該債権者に対するすべての債権を長期延滞債権勘定に振り替えるものとする」とあるが、すべての滞納事案を歳入科目を超えて名寄せすることは電算システムの問題や個人情報の問題があり難しい。

このため、国に対して長期延滞債権の考え方について検討を求めることとし、検討結果を参考に最終報告書に記載する。

【松阪市（モデル団体）案】

住民税、固定資産税、国保税、保育料、住新貸付金などについて、滞納繰越分（現年末収金を除く）を対象とする。

【参 考】（新地方公会計制度実務研究会報告書 P164）

段落 282

- ・ 収入未済額のうち、当初調定年度がN - 1年度以前のものを計上する。

段落 283

- ・ 上記に該当する収入未済額の債務者に対する債権がその他にも存在する（貸付金や未収金にも計上されている）場合、当該債務者に対するすべての債権を長期延滞債権勘定に振り替えるものとする。

2．投資等（5）回収不能見込額

3．流動資産（3）回収不能見込額

【課 題】

回収不能見込額の算定ルールを定めるかどうか。

【検討結果】

国の作成要領等に算定例が示されているが、実際には各団体により状況が異なるため統一した算定ルールを定めることは難しい。

このため、最終報告書では中間とりまとめで示した考え方を整理するとともに、今後各団体が作業を進める中で新たに出てくる課題についても検討事項として掲載する。

【松阪市（モデル団体）案】

（長期延滞債権分）

1件ごとの把握が難しいが、公表数値には根拠が必要であることから、税担当課で把握している執行停止滞納額をベースに回収不能見込額を算定することを検討している。

（現年末収分）

実務研究会報告書の段落 302 を参考に、過去5年間の不納欠損額 ÷（滞納繰越収入額 + 不納欠損額）の平均値を用いた算定を検討している。

【参考】（Q&A P33 問73）

- ・ 回収可能性の判断については、あくまで個々の債務者の実状に応じて判断すべきものであり、一律に算定方法を示すことは困難。

- ・ ただし、個々に判断することが困難な場合は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 291 段落に示した例示の他、当初の調定後一定年数（例えば 3 年）以上が経過しているものについては、「金融商品会計に関する実務指針」を参考に、例えば一律に 50% と評価するなどの方法が考えられる。
- ・ なお、一定額未満の長期延滞債権については同 292 段落、未収金については同 302 段落に回収不能見込額の算定方法が記載されている。

（新地方公会計制度実務研究会報告書）

「長期延滞債権に係る回収不能見込額」

段落 291

- ・ 一定額（例えば 1 件当たり 1 0 0 万円）以上の債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定する。例えば、消滅時効の期限が到来しているもの、債務者の居所が不明のものなどについては債権者の 1 0 0 % などとする。

段落 292

- ・ 一定額未満の債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により回収不能見込額を算定する。例えば、過去 5 年間の不納欠損額 ÷（滞納繰越収入額 + 不納欠損額）の平均値を用いるなどとする。

「流動資産に係る回収不能見込額」

段落 302

- ・ 債権全体又は同種の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により回収不能見込額を算定する。例えば、過去 5 年間の不納欠損額 ÷（滞納繰越収入額 + 不納欠損額）の平均値を用いるなどとする。

2．連結財務書類作成に係る諸課題について

1．連結対象団体（会計）との協議等

連結の範囲は、地方公共団体（普通会計、公営事業会計）及び、地方公共団体が設立した地方独立行政法人、地方三公社、地方公共団体が加入している一部事務組合・広域連合、地方公共団体が出資・出捐している第三セクター等である。

【課題】

各市町においては、連結財務書類を作成する場合、連結対象団体の財務書類が必要となることから、連結対象団体（会計）に対し平成 1 9 年度決算に係る財務書類の作成を依頼する必要がある。

複数の市町等が加入する一部事務組合・広域連合等については、財務書類の数値を構成市町等の負担割合により按分する必要があるため、この負担割合について構成市町等において協議し決定する必要がある。

新公会計財務諸表の活用方策

アカウンタビリティ(説明責任)の充実

行政経営(マネジメント)の支援

SEE

分かりやすい情報提供

マネジメントツール

バランスシート
行政コスト計算書
連結財務諸表

ストック情報の提供
新しいコスト情報の提供
連結財務情報の提供

財政分析

アセットマネジメント
コストマネジメント
県の役割、事業見直し

中期財政見通し
予算調製方針
外郭団体改革

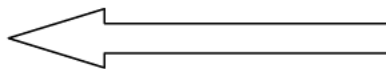
- ・住民一人当たりバランスシート
 - ・ " 行政コスト
 - ・地方債の内訳明細
 - ・延滞債権の内訳明細
 - ・売却可能資産の内訳
 - ・資産・負債・純資産の年度推移の公表
- 等

- ・社会資本形成の世代間負担比率
 - ・地方債対有形固定資産比率
 - ・連結・単体倍率
 - ・標準財政規模対連結総資産額
 - ・資産の老朽化比率
- 等

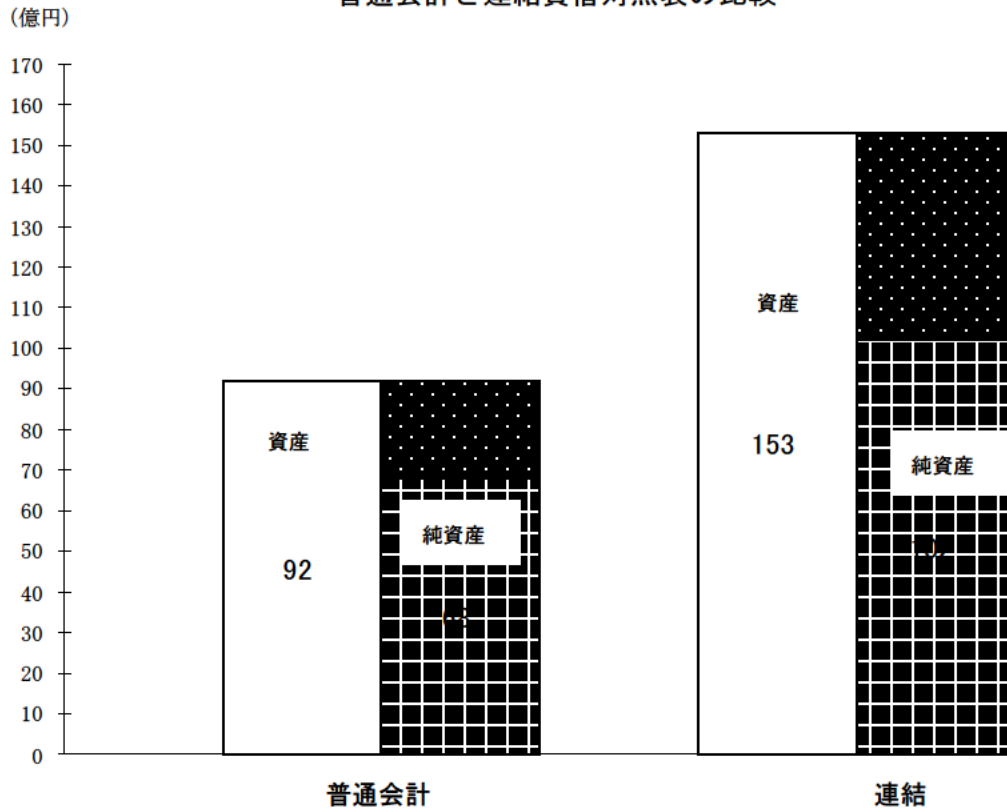
- ・資産売却計画の公表
 - ・回収不能見込額の処分
 - ・事業別・施策別コスト等の公表
 - ・第三セクター等経営健全化方針
 - ・アニュアル・レポート(年次財務報告書)の発行
- 等

DO

PLAN



平成18年度 A市
普通会計と連結貸借対照表の比較



(単位:百万円)

資産	92,256	負債	24,168
公共資産	78,687	固定負債	21,733
投資等	6,927	流動負債	2,435
流動資産	6,642	純資産	68,088
計	92,256	計	92,256

(単位:百万円)

資産	152,541	負債	51,258
公共資産	130,086	固定負債	48,050
投資等	7,762	流動負債	3,208
流動資産	14,693	純資産	101,283
計	152,541	計	152,541

◇A市の普通会計BSと連結BSを比較すると、連結資産は普通会計資産の1.65倍となっており、普通会計以外の事業資産が相当多くあることがわかる。これは、公営企業や一部事務組合に行政事務の一部を処理させていることなどが一因である。一方、負債の同倍率は2.13倍であり、普通会計以外の事業資産が負債により多く調達されていることがわかるが、これは水道事業や下水道事業といった公営企業会計がそのインフラを整備するのに地方債を多く発行していることが大きな要因である。

また、普通会計BSにおいても、連結BSにおいても流動資産は流動負債を大きく上回っており、資金不足の危険性は低い。逆に流動負債は連結BSで普通会計BSの1.32倍であるのに対し、流動資産は販売用土地23億円を含んで、同2.21倍となっており普通会計以外に相当の流動資産があることがわかる。

新公会計制度の活用方策

- 1 自治体の財務書類の分析・活用の意義
 - (1) 国の方針
 - (2) 自治体の対応

- 2 公会計制度改革で新たに把握できる財務情報

- 3 財務諸表情報活用の2つの目的と方法
 - (1) 住民への情報提供
 - アカウントビリティ（説明責任）の充実
 - 財務諸表開示方法
 - 未収金の状況

 - (2) 行政経営への活用
 - 貸借対照表の活用方法
 - 資産の状況
 - 資産に対する世代間の負担バランスの状況
 - 資産の老朽化比率
 - 行政コスト計算書の活用方法
 - 人件費コストの比較
 - 住民一人あたり目的・性質別コスト
 - 普通会計・連結財務分析
 - 施設別コストの状況と分析
 - 事業別コストの分析

- 4 今後の活用の方向

④ 移住・交流推進に関する検討部会

検討部会の設置及び目的

平成20年3月、三重県の呼びかけにより、高齢化及び人口減少が急速に進む市町と県が連携して、移住者誘致や交流拡大を図ることを目的に「みえ移住・交流研究会」を設立しました。

研究会では、市町の取組を情報共有するとともに、県から先進地事例の情報提供を行い、研究を進めてきましたが、県と市町が連携した推進体制の充実を図ることを目指して、同年7月2日にそれまでの「みえ移住交流研究会」を発展的に解消し、「県と市町の新しい関係づくり協議会」において新たに「移住・交流推進に関する検討部会」を設置しました。

検討部会メンバー 47名（市町29名、県18名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県	
○津市／政策課、美杉総合支所	伊賀市／農林政策課	◎政策部地域づくり支援室	政策部松阪県民センター
松阪市／政策課、飯高地域振興局	東員町／政策推進課	政策部企画室	政策部伊勢県民センター
鈴鹿市／企画課	大台町／総務課、産業課	政策部市町行財政室	政策部伊賀県民センター
名張市／総合企画政策室、産業政策室	度会町／政策調整課	政策部「美し国おこし・三重」推進室	政策部尾鷲県民センター
尾鷲市／市長公室	大紀町／企画振興課	政策部東紀州対策局東紀州対策室	政策部熊野県民センター
亀山市／企画経営室、農政室	南伊勢町／行政経営課	政策部桑名県民センター	農水商工部農山漁村室
鳥羽市／企画財政課	紀北町／企画課	政策部鈴鹿県民センター	農水商工部担い手室
熊野市／市長公室	御浜町／総務課	政策部津県民センター	東紀州観光まちづくり公社（オブザーバー）
いなべ市／農業振興課、住環境整備課	紀宝町／企画調整課		
志摩市／企画政策課			

事務局 ●三重県政策部 地域づくり支援室

検討事項

先進地の取組事例の情報収集
県内の取組事例の情報共有
移住・交流推進に関する課題整理
県と市町が連携した推進策の検討

開催実績

(1) 移住交流研究会

4月17日：空き家等の運用・利活用方策A分科会
4月23日：空き家等の運用・利活用方策B分科会
4月25日：移住希望者に対する雇用施策分科会
5月7日：情報発信手法分科会
5月15日：受入体制づくり分科会

(2) 移住・交流推進に関する検討部会

7月2日：移住・交流推進に関する検討部会
7月23日：情報発信手法WG
7月31日：移住希望者に対する雇用施策WG（伊賀市現地研修）
8月28日：移住希望者に対する雇用施策WG（那智勝浦町色川地区現地研修）
9月30日：移住・交流推進に関する検討部会

1. 背景

○地域側のニーズ

- ・「村」を守る
(人口減少による「村」の崩壊危機)
- ・農地・山林等の公益的機能維持
(「村」の行事や祭りの復活)
- ・地域産業の振興

○外部のニーズ
(国民の暮らしのニーズ)

- ・田舎暮らしへのあこがれ
- ・新たなふるさとを求めて
- ・農林水産業への就労希望等

※両者を結びつける取組・仕組みが必要

2. 将来像・目標

- 住民も移住者も共に地域に「誇り」を持ち、その地域に住んで良かった、住み続けたいと思える地域の形成
- 地域がかかえる様々な地域課題の解決

3. 「移住・交流」を取り巻く現状と課題

○地域のニーズ

- ・空き家の増大に伴う治安の確保
- ・耕作放棄地の解消
- ・地域や農林水産業の担い手確保
- ・地域住民との交流、地域慣習の存続・遵守

○移住希望者のニーズ

- ・移住関連情報
(住家・土地、就労、買物、医療、交通等)
- ・一元的な相談窓口

※地域と移住希望者とのニーズマッチングが課題

4. 検討部会における主な意見

- ・県と市町がどのように役割分担して推進していくのか。
- ・県の支援策も必要である。
- ・地域の人の意見を聞く場の設定が必要である。
- ・実際に行なうのは地域だが、市町や県の公的機関がコーディネートを担っていただきたい。
- ・移住・交流に関する先進地事例や各種支援制度などの情報をより多く紹介してほしい。

等

5. 県内の主な取組事例

- ・移住定住推進フォーラムの実施 【志摩市】
- ・田舎暮らし体験塾の実施 【津市】
- ・古民家見学ツアー・お試し生活体験の実施 【鳥羽市】
- ・自然体験型イベント交流・短期田舎暮らし 【紀北町】
- ・空き家バンクの導入 【いなべ市】
- ・U J I ターン向け新規就労者住宅手当制度・新規就農者自立支援貸付金制度の導入 【熊野市】

6. 県外の取組先進事例

- ・移住相談対応マニュアルの作成 【和歌山県紀美野町・古座川町】
- ・一元的相談窓口(町村のワストップパーツ)の設置 【和歌山県那智勝浦町など】
- ・U I ターンと地元漁師の協働による島ブランド商品開発・販売 【島根県海士町】
- ・地域相談員(暮らし・住宅・集落、仕事のアドバイス)の設置 【京都府】
- ・宅地建物取引業協会と連携した空き家情報バンクの創設 【福井県】 等

7. 今後の検討部会における検討項目

ポイント: 住民がどのような地域の将来像を目指し、移住交流施策をどう活用していくのかというビジョンを共有し、地域が一体となった取組が必要

- 地域ビジョンの共有と「何の為に人を受け入れるのか」の話し合いの場づくり
住民自治の普及啓発、地元学・きっかけづくり事業との連携、移住交流セミナーの実施
- 地域の受入体制づくり
受入対応キーパーソンの発掘・ネットワーク化～地域受入協議会の組織化へ
- 受入体制の仕組みづくり
地域情報(住宅・就労・医療・教育)の掘り起こし・収集・整理
お試し体験・空き家見学ツアーのプログラムづくり
空き家バンクの仕組みづくり
遊休施設を活用した短期滞在型施設の整備
グリーンツーリズム(農村滞在型ツアー・農家民泊)の仕組みづくり
県及び市町相談窓口の設置 等
- 県と市町の役割分担について

県と市町が連携した効果的な推進策について検討

⑤ 情報システム調達適正化検討部会

検討部会設置の目的

財政状況が厳しい中で、情報システム等にかかる予算は各自治体において相
当な割合を占めている状況にあります。

このため、情報システムの調達の適正化（適切な要求仕様書作成、開発・運
営費の縮減、調達事務の効率化等）を図るとともに、透明性の確保や住民・議
会等に対する説明責任を果たすため、県・市町等が協働でその方策や仕組みを
検討します。

検討部会メンバー 31名（市町23名、県3名、他団体5名）

市 町	県
市町情報担当課 (財)三重県市町村振興協会	政策部 市町行財政室 情報政策室

事務局● (財) 三重県市町村振興協会、三重県政策部情報政策室

検討事項

情報システムに関しては、その専門性・特殊性から自治体職員だけでその内
容の妥当性や適正性について検証を行うのは難しい状況にあります。

そこで、情報システムの適正な調達や運用を行うため、下記事項等について、
県・市町及び(財)三重県市町村振興協会が協働で研究を行うとともに、外部
専門家の支援を受ける方法等について検討を行います。

- ・適切な要求仕様書の作成方法について
- ・調達事務及び総合評価における評価基準について
- ・開発、運営委託における設計額、見積額の妥当性について

また、外部専門家支援の導入手法や導入効果を検証するため、実際の市町に
おける情報システムについての実証実験（事例検討（桑名市5回、南伊勢町1
回、紀北町2回、紀宝町2回））を行い、課題や問題点の検討を行います。

開催実績

- 第1回 [6 / 2 4] 外部専門家支援制度WG目的と今後の進め方等について
- 第2回 [7 / 2 8] 他自治体およびS Iベンダー等の調査について
- 第3回 [9 / 2 5] 調査結果および概算見積金額の算定に向けて前提条件及び参考見積の選定について
- 《実証実験》第1回 [9 / 2] 桑名市(第1回)、紀宝町(第1回)
- 第2回 [9 / 2 5] 桑名市(第2回)、紀宝町(第2回終了)
南伊勢町(第1回終了)
- 第3回 [1 0 / 2 2] 桑名市(第3回)、紀北町(第1回)

検討内容及び検討結果

1. 情報システムに関する外部専門家共同化利用方法について
2. 他自治体調査のための調査内容および調査対象について
3. ベンダー調査のための調査内容および調査対象について
4. 実証実験の実施等について

外部専門化の利用方法については、各市町にアンケートを採り、ニーズの把握を行いました。(資料1)

その結果、情報化システムの調達、開発、運用に関する課題については総じて問題意識が高く、その解決方法として外部専門家による支援の必要性を非常に強く感じていることがわかりました。ただし、費用面については、非常に厳しい現状がうかがえました。

また、全国の自治体の事例も参考になると考え、抽出した一部の自治体に対して、外部専門化の利用についてアンケートを取るとともに、ベンダーには支援の内容について調査を行いました。(資料2)

全国でも外部専門家の共同利用(契約)は行われていないものの、複数の自治体が外部専門家を共同で利用することによるコストメリットや相乗効果は、情報システムの調達の適正化の促進において、非常に有益であると考えられます。なお、ベンダーに対するアンケートについては、現状では契約の前提となる根拠が不明確であるため、回答にばらつきがあったものの、三重県の地形面から費用的な制約があるため、「支援活動場所は県内1箇所に定める」との意見があり、今後の検討課題と思われます。(アンケート結果は省略)

今後の展開

今後も、実証実験を行いつつ、共同化での利用に向けて調査・検討を行なうこととしています。

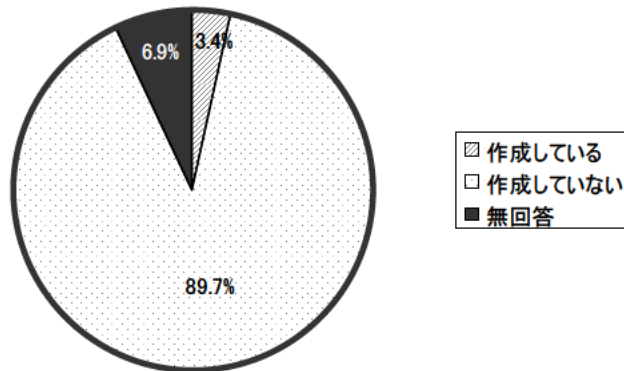
情報システムに関する外部専門家共同化利用についてのアンケート調査 － 結果集計 －

- ・調査期間：2008年7月1日～2008年7月23日
- ・調査対象：三重県内全市町(29自治体) (7月23日時点、未回答1市町)

I. まず、情報化に関する制度面の整備状況等についてお伺いします。

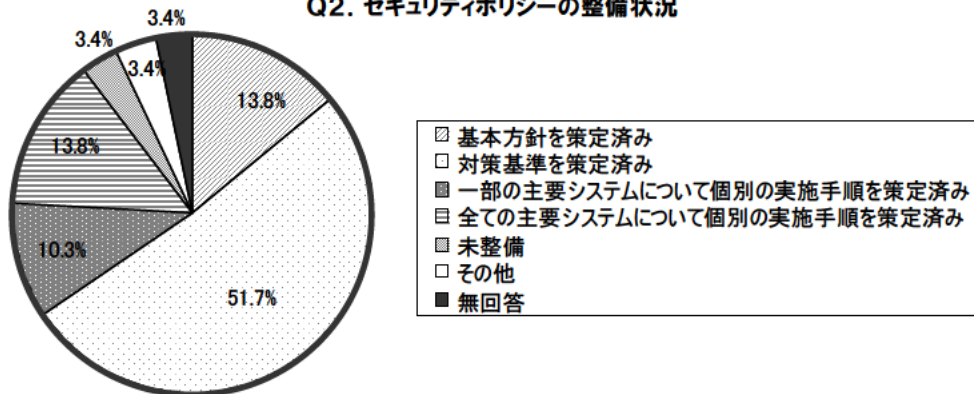
Q1 貴自治体では、情報システムの調達、開発、運用等に関する規約・規程・実施要領等は作成されていますか。

Q1. 規約・規程・実施要領等の有無



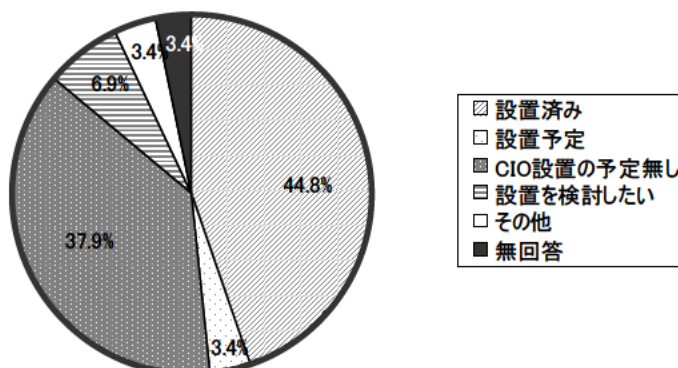
Q2 貴自治体では、セキュリティポリシーを整備されていますか。

Q2. セキュリティポリシーの整備状況



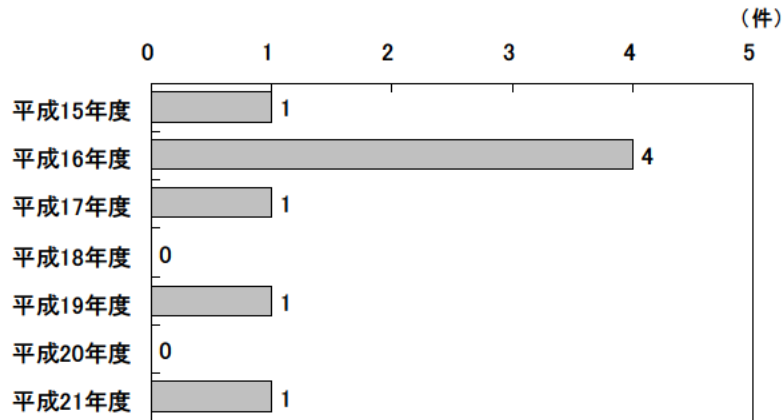
Q3 貴自治体では、CIO（情報戦略統括監）は設置されていますか。

Q3. CIO設置の有無



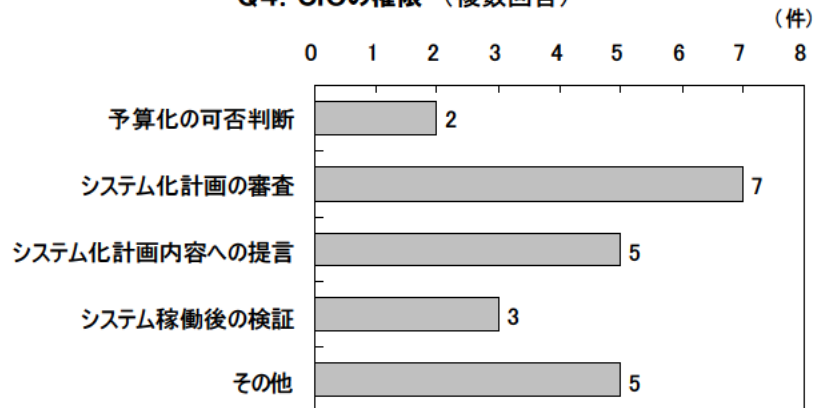
CIOを「a. 設置済み」または「b. 設置予定」を選択された場合の設置（予定）年度

Q3. 設置(予定)時期



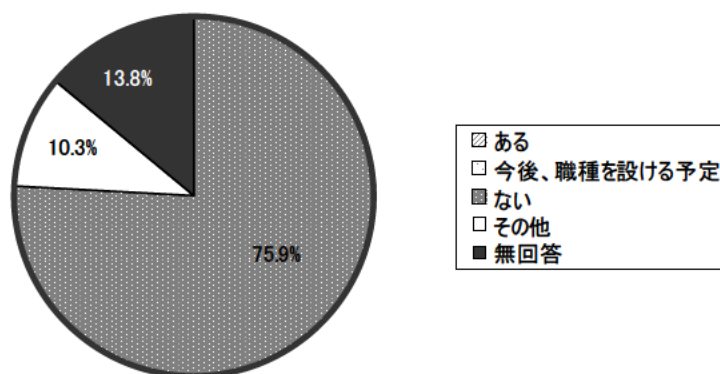
Q4 Q3にてCIOが「a. 設置済み」または「b. 設置予定」を選択された場合、CIOの権限について、該当する記号を選択回答欄にご記入ください。

Q4. CIOの権限（複数回答）



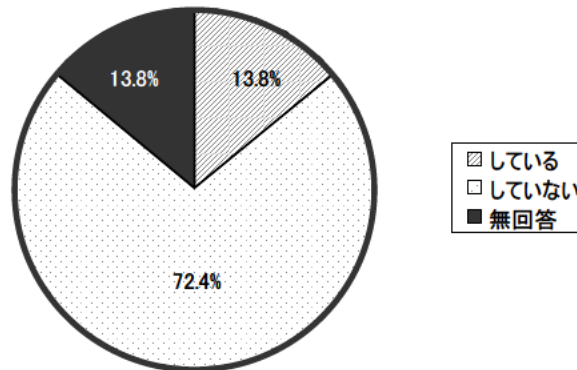
Q5 貴自治体では、情報処理に関する専門の職種がありますか。

Q5. 情報処理に対する専門職種の有無



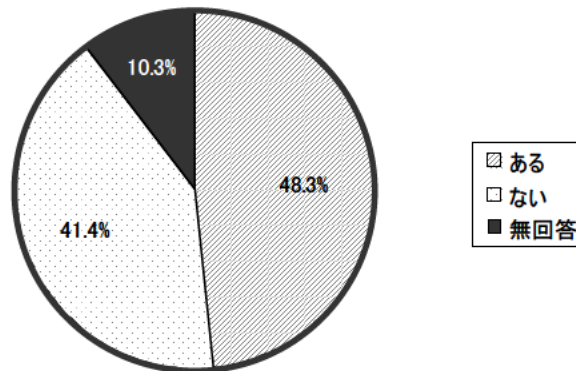
Q 6 貴自治体では、専門職種に準ずる対応（人事異動に配慮し、専門性をもった職員の育成）をされていますか。

Q6. 専門職種に準ずる対応



Q 7 貴自治体では、職員研修の中に情報化関連講座（セミナー等を含む）はありますか。

Q7. 情報化関連講座の有無



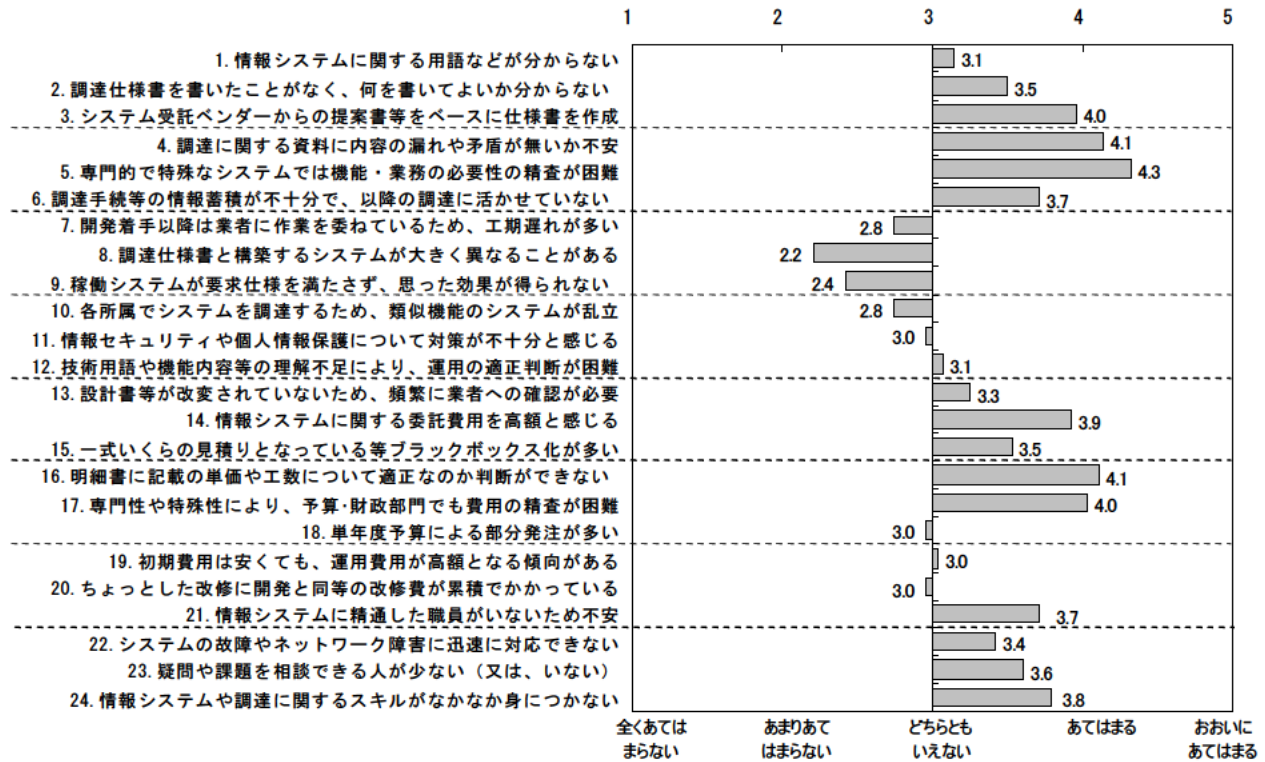
【 I 制度面の整備状況等に関する考察】

- ・ セキュリティポリシーについては、90%以上の市町が整備を進めており、基本方針及び対策基準の策定済みの市町が5割を超えているが、セキュリティポリシー以外のドキュメント（情報システムの調達、開発、運用等に関する規約・規程・実施要領等）は、ほとんどの自治体が作成していない。
- ・ CIO（情報戦略統括監）は設置済みが44.8%である。設置予定無し理由は、「必要なスキルの人材確保が困難」との意見が多い。
- ・ 情報処理に関する専門職種は現時点では有している自治体は無く、専門職種に準ずる対応を実施している市町は13.8%である。
- ・ 情報化関連講座については、48.3%の市町が研修に含んでいるが、具体的なカリキュラムはセキュリティ講習、ワード・エクセル講習が主な内容となっており、専門的な研修は、一部の事例に留まる。
- ・ 以上の結果から、市町の現状として、情報関連の研修・人材育成のための環境整備はあまり進んでおらず、ノウハウの標準化・共有化のための方策も不十分な状況と思われる。

II. 次に、情報化システムの調達、開発、運用の現状についてお伺いします。

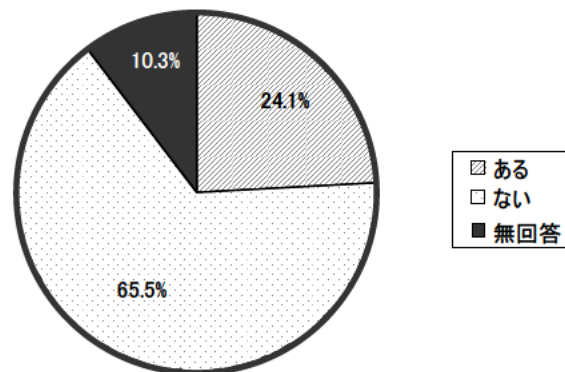
Q 8 貴自治体で情報システムの調達、開発、運用においてどのようなことに困っていますか。それぞれの事項について、課題の程度に該当する番号を回答欄にご記入ください。

Q8. 情報システムの調達・開発・運用にかかる問題の程度 (回答の平均)



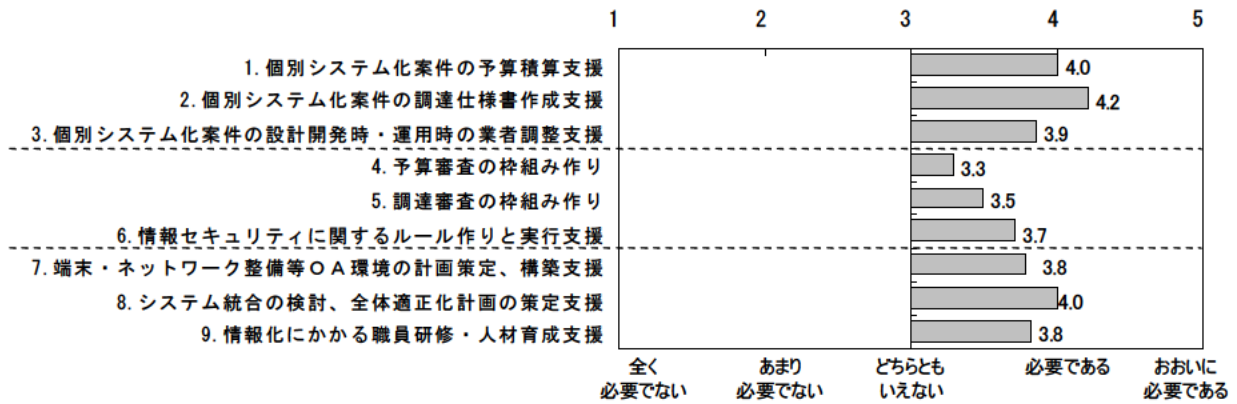
Q 9 貴自治体では、上記のような問題を解決するために外部専門家 (SI ベンダー、IT ベンダー、IT コーディネーター、その他情報に関する外部有識者等) を利用したことがありますか。

Q9. 外部専門家の利用有無



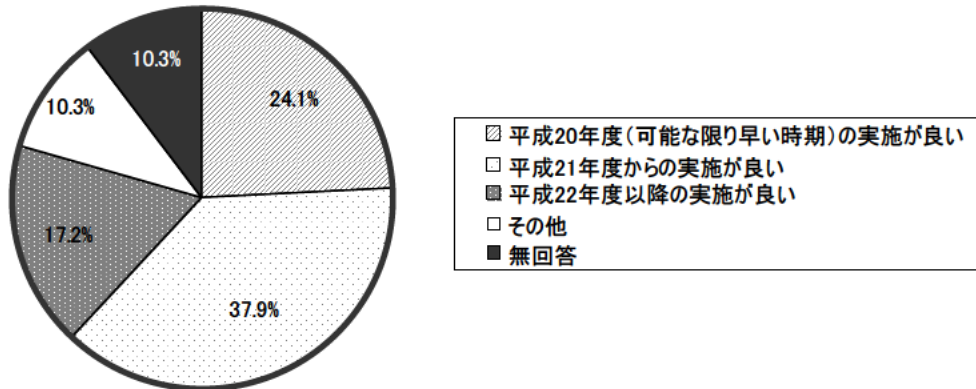
Q10 外部専門家の支援メニューとして、どのような内容が必要でしょうか。それぞれの事項について、メニューに対する必要性の程度に該当する番号を、回答欄にご記入ください。

Q10. 支援メニューの必要性（回答の平均）



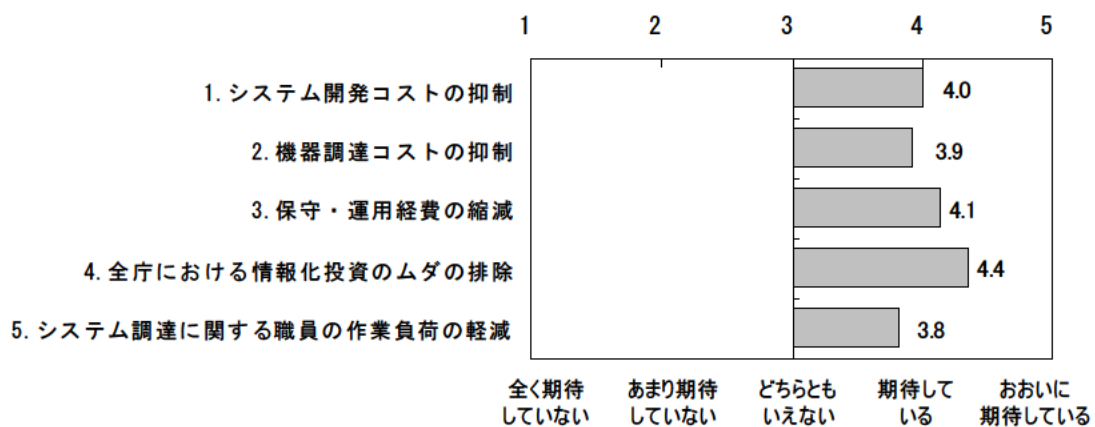
Q11 外部専門家支援制度を実施する場合には、何時からの実施が望ましいとお考えですか。

Q11. 外部専門家支援制度の実施希望時期

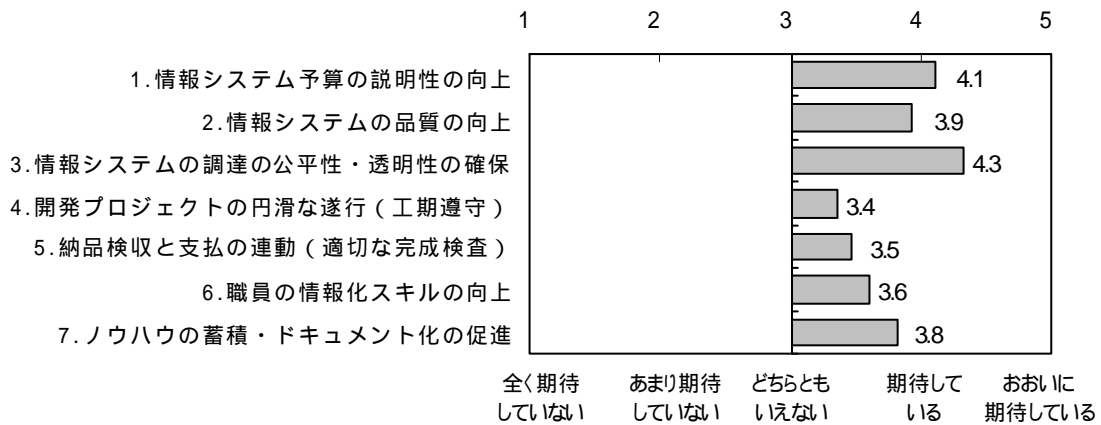


Q12 外部専門家の支援により、貴自治体はどのような効果を期待されますか。以下の想定される効果に対する期待の程度を、該当する番号で回答欄にご記入ください。

Q12. 外部専門家による支援効果の期待度【定量効果】（回答の平均）



Q12. 外部専門家による支援効果の期待度【定性効果】（回答の平均）

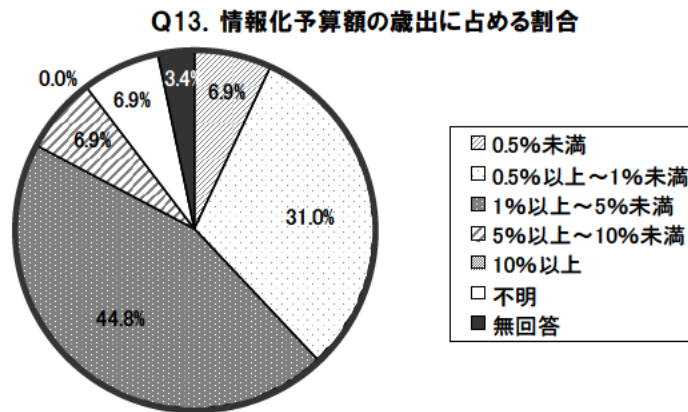


【 情報化システムの調達、開発、運用の現状に関する考察】

- ・ 情報システムの調達、開発、運用にかかる設問 24 項目中、17 項目に対し、高い問題意識が示された。特に調達仕様書内容の精査・公平性の確保、見積の妥当性判断、費用の圧縮、必要なスキルを持った人材の確保等についての問題意識が高い。
- ・ 24.4%の市町がこれまでに外部専門家の利用経験がある。
- ・ 外部専門家による支援メニューについては、9 項目全てに対し高い関心度合が示された。最も必要とされた内容は「調達仕様書作成支援」(4.2)であり、次いで「予算積算支援」(4.0)、「システム統合の検討、全体最適化計画の策定支援」(4.0)となっており、個別システムとシステム横断的対応の両方が求められている。
- ・ 期待される効果についても定量効果 4 項目、定性効果 5 項目 9 項目全てに対し、平均以上の期待度が示された。最も期待される内容は「全庁における情報化投資の無駄の排除」(4.4)、「情報化システムの調達の公平性・透明性の確保」(4.3)である。
- ・ 以上の結果から、市町の現状として、情報化システムの調達、開発、運用に関する課題については総じて問題意識が高く、その解決方法として外部専門家による支援の必要性を非常に強く感じているものと思われる。

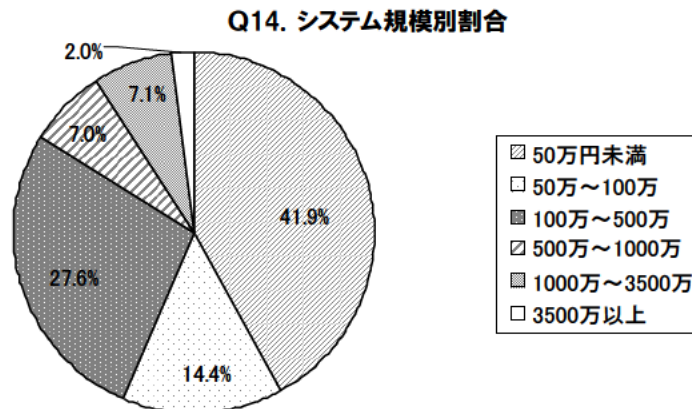
Ⅲ. 次に、情報化予算と調達方法の現状についてお伺いします。可能な範囲でご回答ください。

Q13 貴自治体における、平成 20 年度予算の情報化予算額（特別会計を含まず、経常的な歳出に占める割合）をご回答ください。

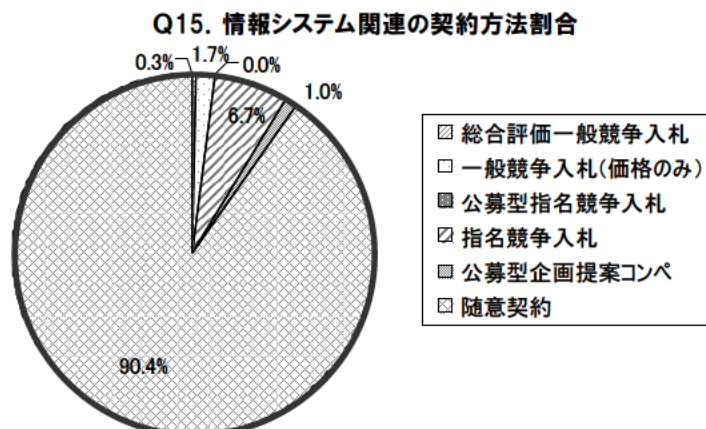


Q14 貴自治体における、情報システム関連の年間調達案件数（契約数）とその分布について、平成 19 年度実績または 18 年度実績より規模（契約金額）別にご回答ください。

年間調達案件数 **1,598** 件



Q15 貴自治体における、情報システム関連の契約方法について、平成 19 年度実績または 18 年度実績よりその割合をご回答ください。



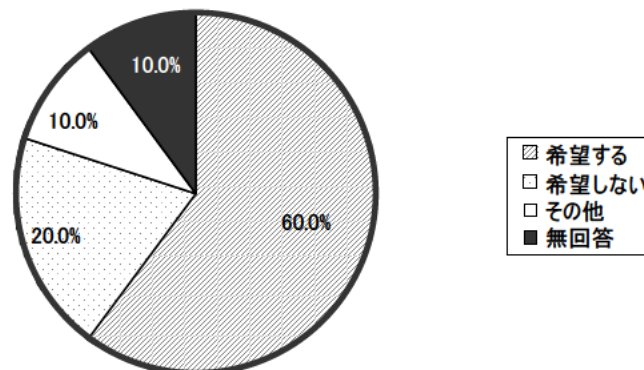
【Ⅲ情報化予算と調達方法の現状に関する考察】

- ・ 情報化予算の歳出に占める割合が1%以上の市町が約50%となっており、経年変化をみないと正確な結論にはいたらないが、予算的に膨らんできているものと思われる。
- ・ 年間調達案件数（契約数）合計は1,598件
- ・ 100万円以下のシステム案件が全体の約56%を占める。逆に1,000万円を超える案件は全体の10%未満である。
- ・ 情報システム関連の契約方法は、随意契約が全体の90%を占めており、次に公募型指名競争入札（6.7%）、価格のみの一般競争入札（1.7%）である。
- ・ 以上の結果から、システム規模は比較的小規模な案件が多く、システム規模の影響もあつてか、契約方法は随意契約に大きな偏りがみられる。

Ⅳ. 次に、実証実験についてお伺いします。以下の設問への回答を参考に、実証実験の実施計画を策定いたします。

Q16 貴自治体は、実証実験への参加を希望されますか。（Q16はWG参加市町（20自治体）に確認）

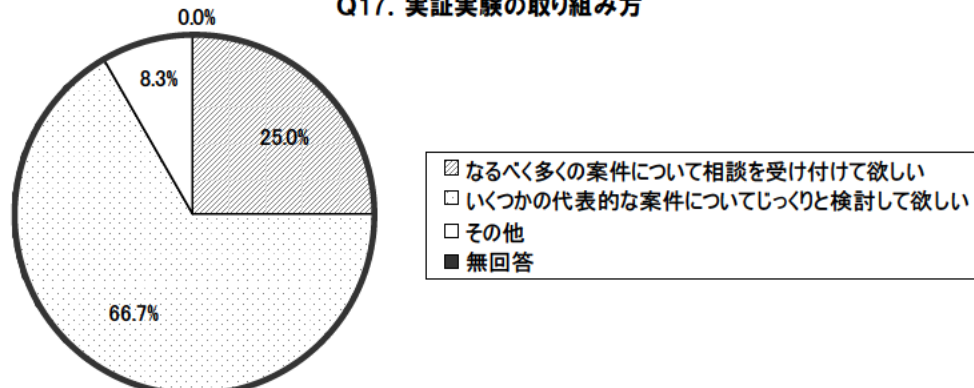
Q16. 実証実験への参加の希望有無



<Q17～Q19については、Q16で参加を希望される場合のみご回答ください>

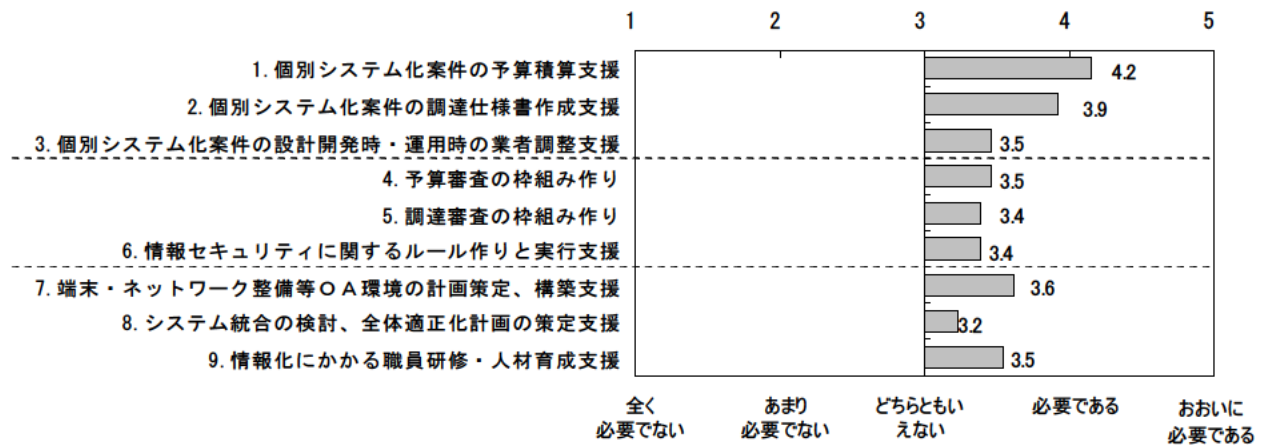
Q17 実証実験の方法として、どのような取り組みが望ましいですか。

Q17. 実証実験の取り組み方



Q18 実証実験においては、どのような支援メニューを希望されますか。
メニューに対する必要性の程度に該当する番号を、回答欄にご記入ください。

Q18. 実証実験において希望する支援メニューの必要性（回答の平均）



Q19 実証実験を希望される具体的なプロジェクトがある場合、その内容について分かる範囲でご記入ください。

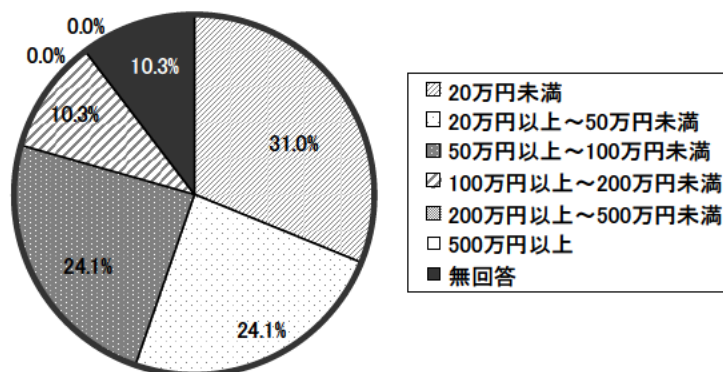
(省略)

V. 最後に、外部専門家の費用負担についてお伺いします。

Q20 貴自治体が、上記のような外部専門家の支援を得る場合、妥当と思われる費用感（年額）についてご回答ください。

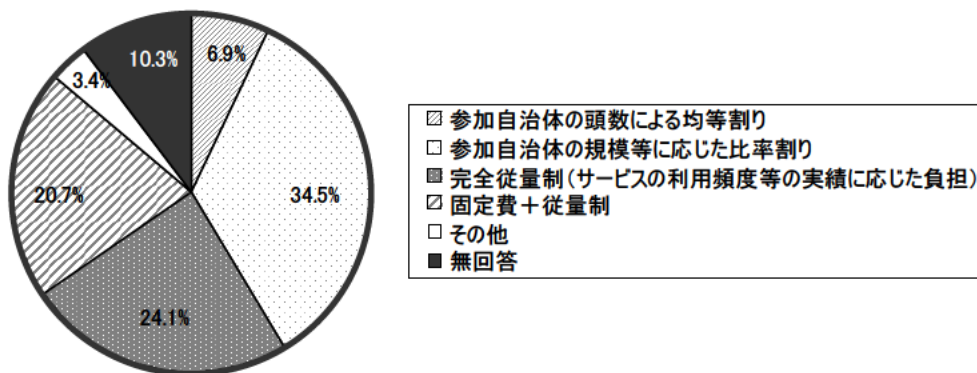
※本質問は外部専門家支援制度を実施する際の委託費用の参考とさせていただくものであり、実証実験の実施件数には関係致しません。

Q20. 外部専門家支援の費用感



Q21 現時点において、貴自治体が妥当と思われる費用負担の方法について、下記欄にご記入ください。

Q21. 費用負担の方法



Q22 その他、本WGの進め方や実証実験の実施等についてのご意見
(省略)

【V外部専門家の費用負担に関する考察】

- ・ 外部専門家支援を実施した場合の委託費用の金額感は、55%の市町が50万円以下との回答であった。
- ・ ただし、実際に過去に外部専門家を利用した市町の支払額は、短期間でもかなり高額な内容(50日約700万円、3ヶ月約400万、1年約3000万円等)となっており、アンケート結果とギャップがある。
- ・ 費用負担の方法については意見が分かれ、現時点では特定の方法について定まらない。

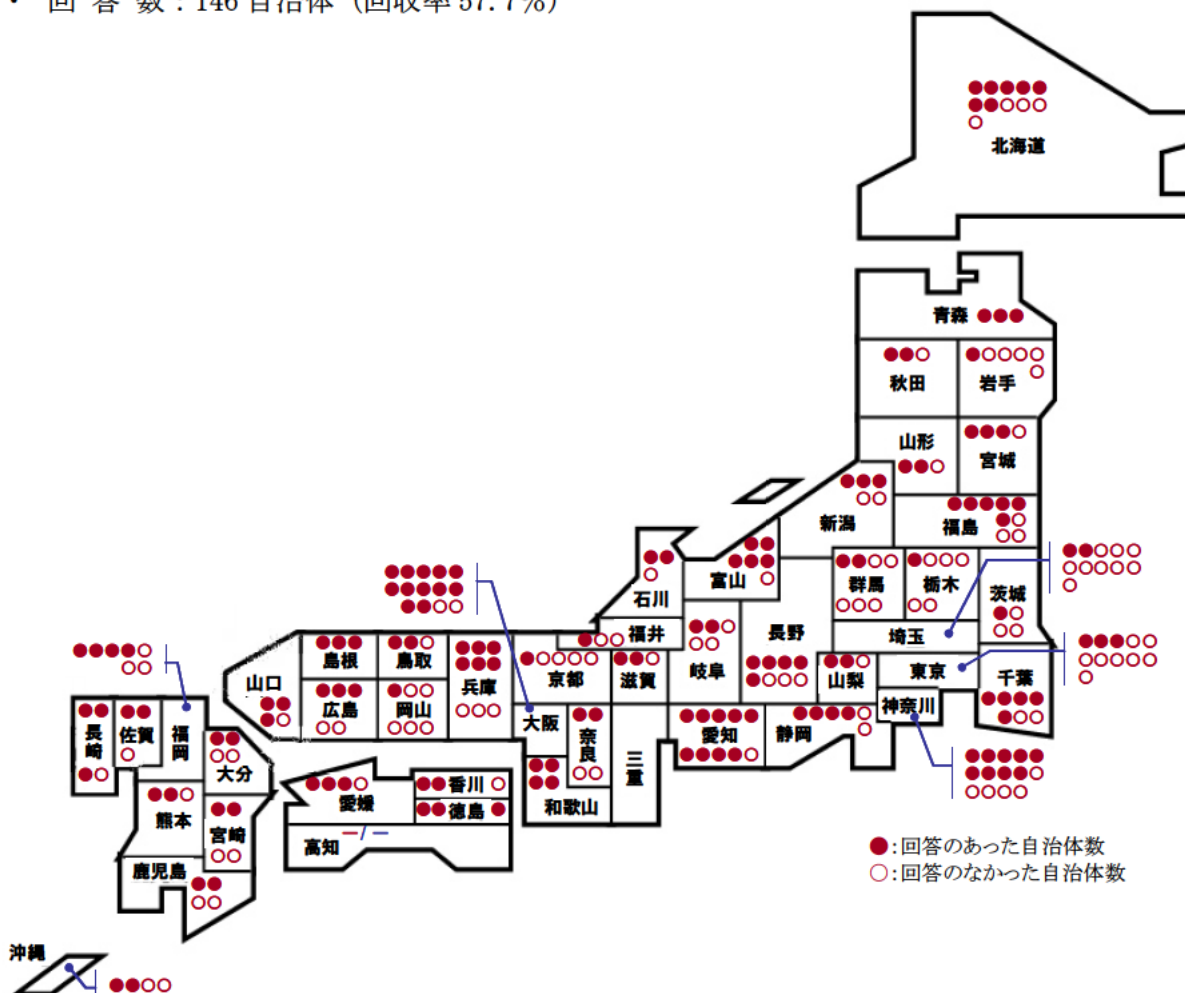
情報システムの調達の適正化に向けた取組状況についての自治体アンケート － 結果集計 －

改訂 2008/10/01

- 調査目的：
 - ① 他自治体から情報システムの調達の適正化に関する情報を入手し、その取り組み取りの中で、外部専門家の活用状況や複数の市町での共同化の事例について情報を収集する。
 - ② 外部専門家を複数の市町で共同利用している事例があれば、2次調査を行い、外部専門家共同化支援制度実施に向けて必要な制度・実施要領案ならびに費用分担案の参考とする。
- 調査期間：平成 20 年 8 月 1 日～8 月 31 日
- 調査対象：253 自治体

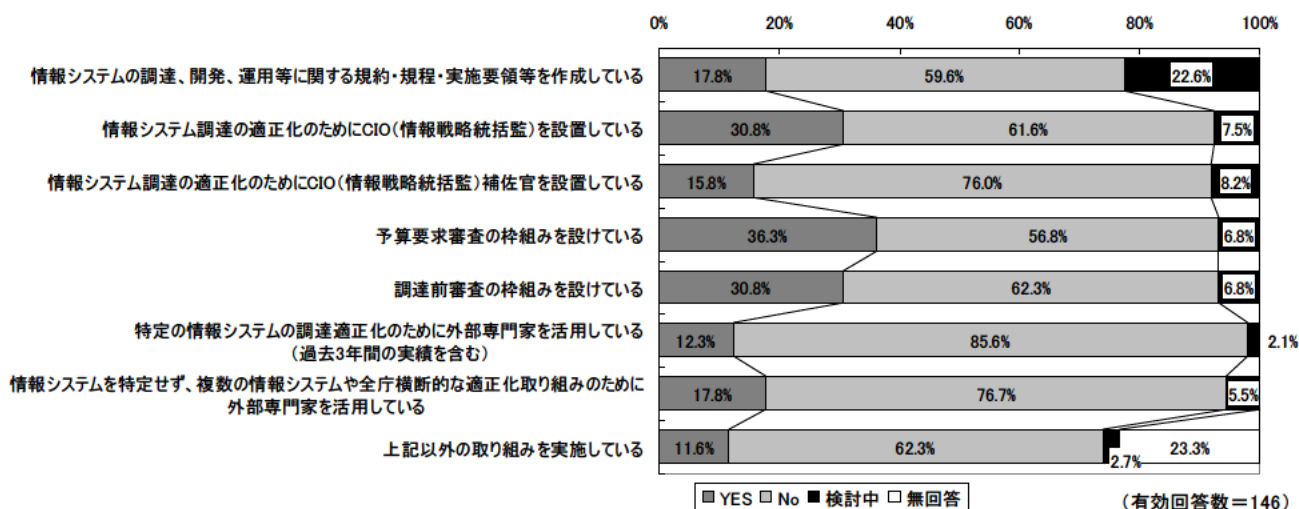
- 国勢調査（17 年度）より以下のルールにて抽出
 - ・ 政令市、中核市、特例市を全て抽出
 - ・ 特例市がない県は、20 万人程度の市を無作為に 1 つ抽出
 - ・ 人口 10 万人程度と人口 5 万人程度の市町を県ごとに無作為に 1 つ抽出
- 電子自治体進展度調査（H18 年度 摂南大学経営情報学部 島田研究室）より以下を抽出
 - ・ 庁内情報化ランキングの上位 20 位に入る市町
 - ・ 行政サービスランキングの上位 20 位に入る市町

- 回答数：146 自治体（回収率 57.7%）



問1 情報システムの調達に適正化(適切な要求仕様書作成、調達事務の効率化、透明性の確保、住民及び議会等への説明性の確保、開発・保守運用費の削減等)のための取組状況についてご回答ください。※回答欄に該当する状況(1:Yes、2:No、3:検討中)をドロップダウンから選択。

問1 情報システムの調達に適正化のための取組状況



【情報システムの調達に適正化の取り組み状況に関する考察】

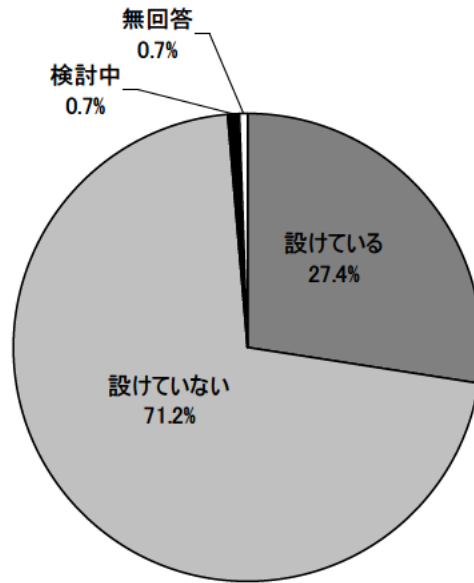
- ・ 情報システム調達の適正化の取り組みとしては、「予算要求審査の枠組みを設けている」(36.3%)、「調達前審査の枠組みを設けている」(30.8%)、「CIO を設置している」(30.8%)がそれぞれ30%を超える対応状況となっている。
- ・ CIO(情報戦略統括監)については、補佐官を設置していると答えた自治体が15.8%(検討中8.2%を合わせると24%)あり、CIO及びCIO補佐官の設置は多くの自治体で積極的に進められていることが分かる。
- ・ 外部専門家の活用については、「特定の情報システムの調達適正化のために活用している」ケースが12.3%(検討中2.1%を合わせると14.4%)であり、「複数の情報システムや全庁横断的な適正化取り組みのために外部専門家を活用している」ケースが17.8%(検討中5.5%をあわせると23.3%)であることから、多くの自治体で外部専門家の有効性は意識されており、また、その活用範囲としては特定システムといった局所的な対応から複数のシステムや全庁横断的な視野での活用に移行してきているのではないと思われる。
- ・ 適正化の具体的な取り組みの事例からも、専門部会の設置・検討、審査部門の設置・査定、情報部門による仕様書の確認・指導等自治体内部での対応が推進されていると同時に、外部専門家の雇用、民間からの人材投入、SE経験者の優先配置等、外部専門家の活用も積極的に行われていることが分かる。

問2 複数の市町間での取り組みについてご回答ください。

※ 問2-①は、回答欄に該当する状況(1:Yes、2:No、3:検討中)をドロップダウンから選択。

① 情報システムの調達の適正化に関して、他の市町と情報交換の場を設けているか。

問2-① 他の市町と情報交換の場を設けているか

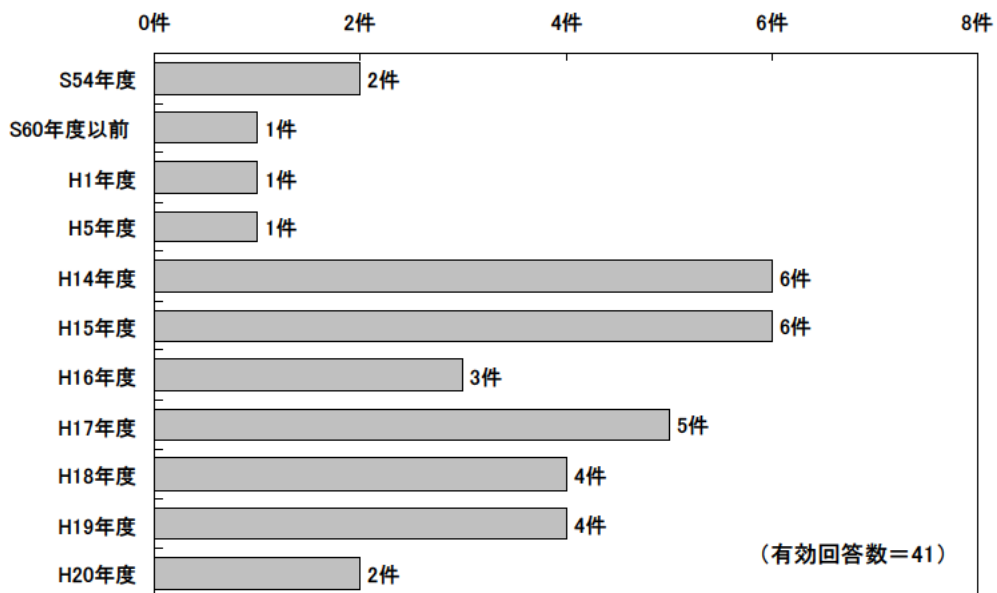


(有効回答数=146)

※ 以下の質問は、問2-①で「1:Yes」または「3:検討中」を選択した場合のみ回答。

② 他の市町との情報交換は何時から実施(を予定)されていますか？

問2-② 他の市町との情報交換の開始時期



(有効回答数=41)

③ 情報交換のための体制はどのような形態ですか？(例、協議会を設置、勉強会形式 等)
(問2-①で「3:検討中」を選択された場合は、予定されている体制についてご回答ください。)
(省略)

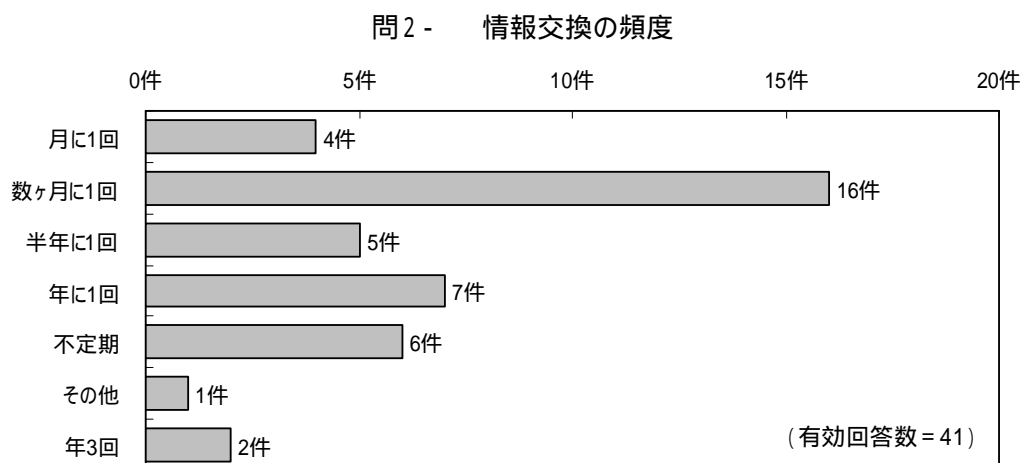
どのような内容について情報交換をされていますか？

(問2 - で「3:検討中」を選択された場合は、予定されている内容についてご回答ください。)

(省略)

情報交換の頻度はどの程度の回数ですか？該当の番号を回答欄にご記入ください。

(問2 - で「3:検討中」を選択された場合は、予定されている実施頻度をご回答ください。)



他の市町との情報交換によりどのような効果が得られましたか？

(問2 - で「3:検討中」を選択された場合は、想定されている効果についてご回答ください。)

(省略)

【複数の市町間での取り組みに関する考察】

- ・ 情報システムの調達の適正化に関して、他の市町と情報交換の場を設けている自治体は、27.4%あった。
- ・ 情報交換のための体制は想定どおり協議会の設置や研究会、勉強会形式のものが多く、中には「メーリングリストによる意見交換」という回答もあった。
- ・ 情報交換を行っている内容はシステムの共同調達、共同利用・共同運営といった内容に留まらず、情報システムに関わるあらゆる課題が検討テーマとなっている。
- ・ 情報交換の頻度は年数回程度が最も多い(41件中16件が該当)。毎月1回開催しているという回答も4件あり、交流の頻度は比較的高いと思われる。
- ・ 情報交換の効果としては、開発・運用コストの縮減、課題の共有等の回答が多く見られたが、中には「政策立案力の向上」「統一単価の設定」といった効果を挙げている自治体もあった。
- ・ 問2の回答から、情報システムの調達の適正化等に関して他の市町との情報交換を多くの自治体が積極的に行っており、またそれにより具体的な効果を得ているということが分かる。

問3 特定の情報システムに対する外部専門家の活用についてご回答ください。

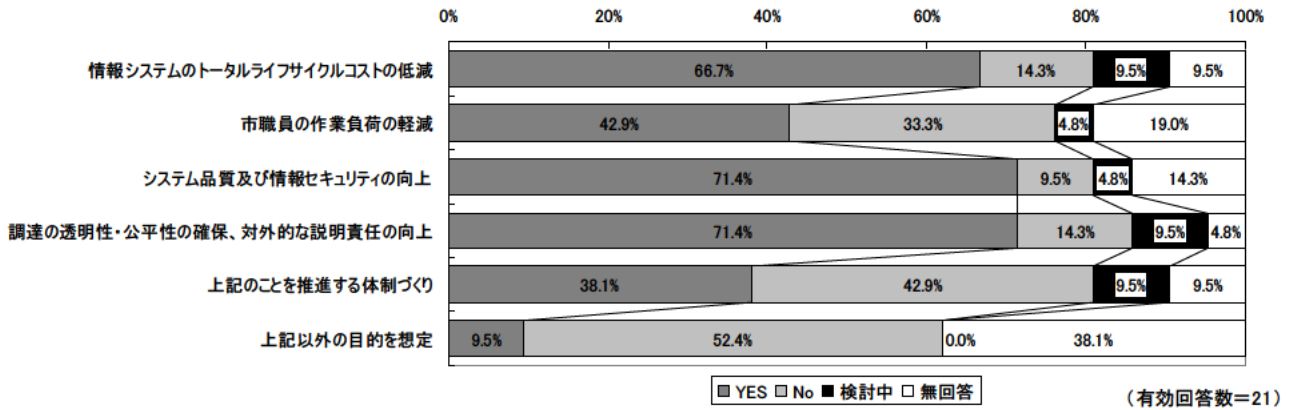
※ 以下の質問は、問1-⑥「特定の情報システムの調達適正化のために外部専門家を活用している」にて、「1: Yes」または「3: 検討中」を選択した場合のみ回答。
 なお、「3: 検討中」の場合は、以下の質問に対し検討されている内容を記入。

① 外部専門家を活用する際の基準は、どのように決定されていますか？
 (省略)

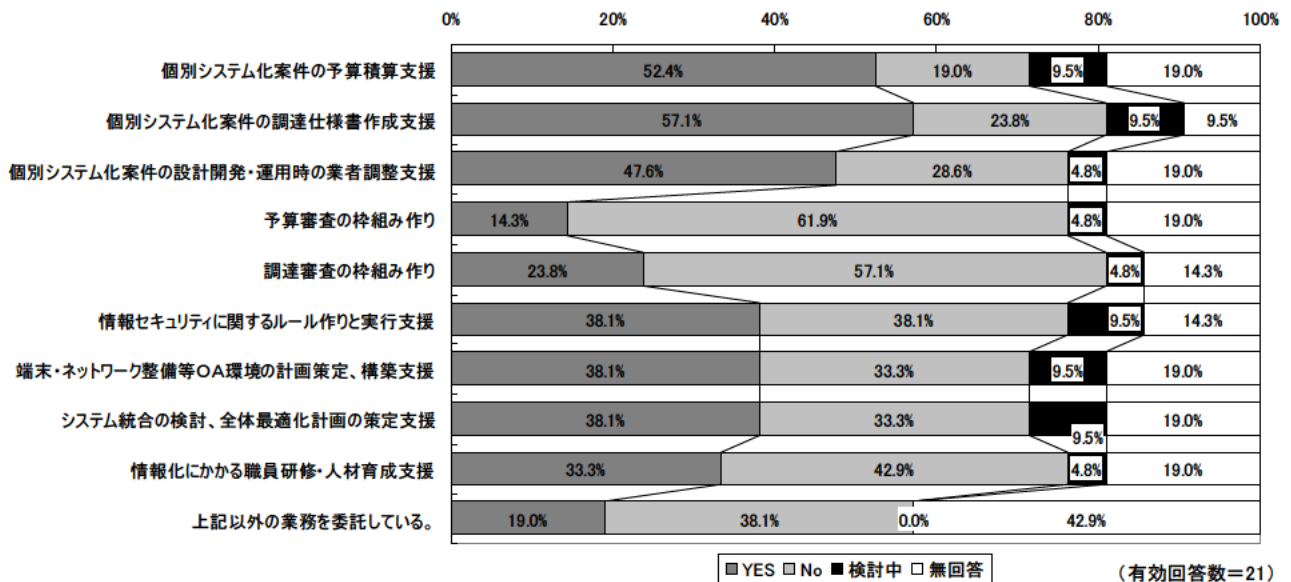
※ 問3-②、③、⑥は、回答欄に該当する状況(1: Yes、2: No、3: 検討中)をドロップダウンから選択

② 外部専門家の利用目的は何ですか？

問3-② 外部専門家の利用目的



問3-③ 外部専門家への委託内容

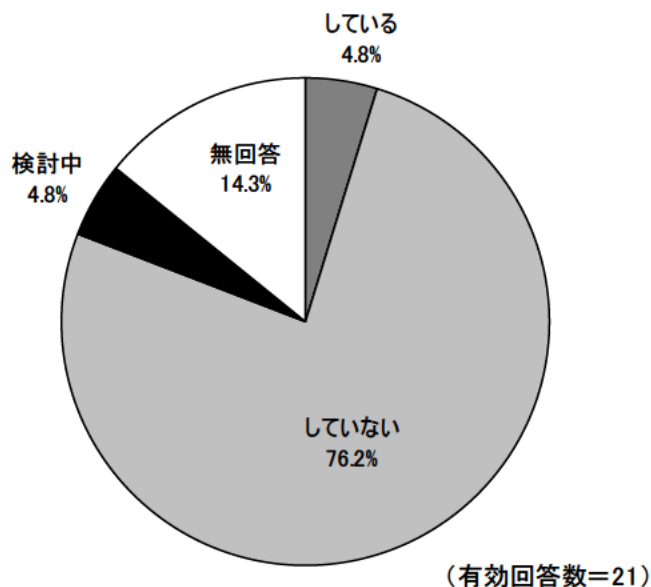


- ④ 外部専門家への委託費用について、ご記入ください。
 (該当する事例が複数ある場合は、委託費用の範囲をご記入ください)
- ⑤ 外部専門家への委託期間について、ご記入ください。
 (該当する事例が複数ある場合は、委託期間の範囲をご記入ください)

委託費用	委託期間
640 千円	3 ヶ月
700 千円～2,600 千円	3 ヶ月
1,200 千円～10,000 千円	3 ヶ月～1 年
120 千円	6 ヶ月
5,040 千円～11,014 千円	8 ヶ月～1 年9 ヶ月
4,000 千円	1 年
2,010 千円	1 年
23,985 千円	1 年
—	1 年
—	1 年
7,938 千円	2 年
22,050 千円～23,730 千円	2 年
—	2 年8 ヶ月
2,011,275 千円	6 年10 ヶ月

⑥ 外部専門家を他の市町と共同で利用しているか。

問3-⑥ 外部専門家を他の市町と共同で利用しているか



【特定の情報システムに対する外部専門家の活用に関する考察】

- ・ 外部専門家を活用する基準としては、やはりシステム規模や利用者の範囲(全庁システムかどうか)で判断している自治体が多い。
- ・ 外部専門会の利用目的としては、「システム品質及び情報セキュリティの向上」と「調達の透明性・公平性の確保、対外的な説明責任の向上」を掲げる自治体が多く(それぞれ 71.4%)、その次に「情報システムのトータルライフサイクルコストの縮減」が多くなっている。(66.7%)
- ・ 外部専門家への委託内容としては、「調達仕様書の作成支援」が最も多く(57.1%)、次に「予算積算支援」(52.4%)、「設計開発・運用時の業者調整支援」(47.6%)と続く。
- ・ 委託費用と期間については、複数の案件に対して範囲での回答記入としたため、直接的な比較はできないが、3ヶ月～1年程度の委託期間が多く、また、1年間の委託費用としては 4,000 千円～23,985 千円までのばらつきが見られた。
- ・ 「⑥外部専門家を他の市町と共同で利用している。」としているのは、千葉県成田市(1市のみ)であるが、この外部専門家とは、「成田市の近隣の8市1町の出資による電算システム会社を官民共同で運営しており、その会社への委託を外部専門家の利用と想定して回答している」とのことであり、アンケートで定義している外部専門家(SI(システムインテグレーター※1)ベンダー、ITベンダー、ITコンサルタントの他、大学等の研究機関の専門家、ITコーディネーター※2等、情報システム分野に関する自治体外部の専門家)とは位置づけが異なる。

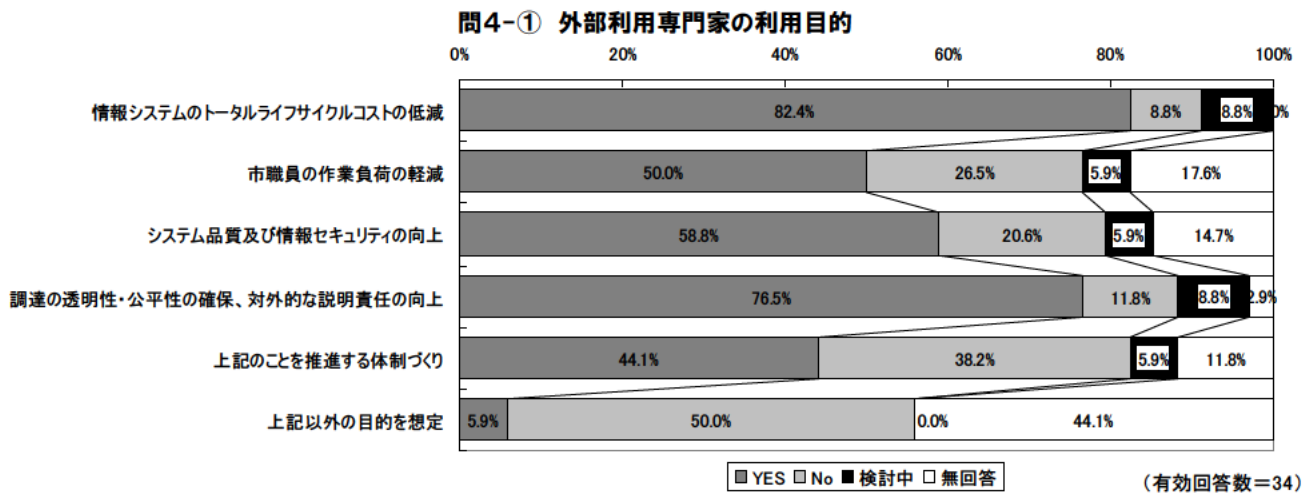
問4 複数の情報システムや全庁横断的な適正化取り組みのための外部専門家の活用についてご回答ください。

※ 以下の質問は、問1-⑦「情報システムを特定せず、複数の情報システムや全庁横断的な適正化取り組みのために外部専門家を活用している」にて、「1:Yes」または「3:検討中」を選択した場合のみ回答。

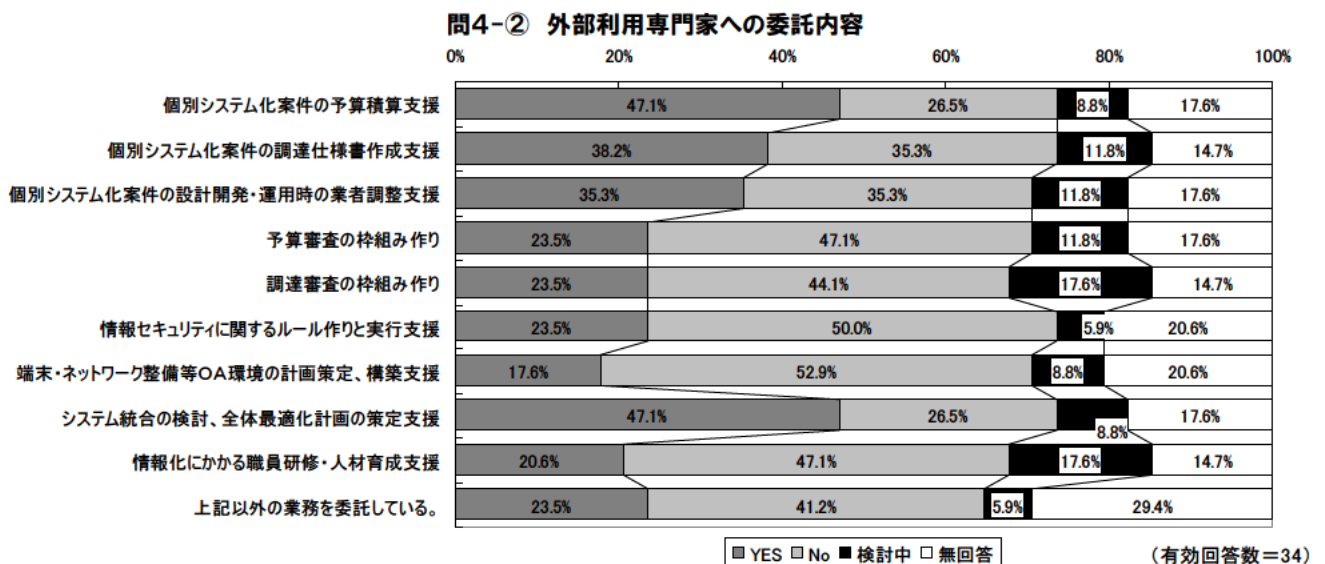
なお、「3:検討中」の場合は、以下の質問に対し検討されている内容を記入。

※ 問4-①、②、⑤は、回答欄に該当する状況(1:Yes、2:No、3:検討中)をドロップダウンから選択。

① 外部専門家の利用目的は何ですか？

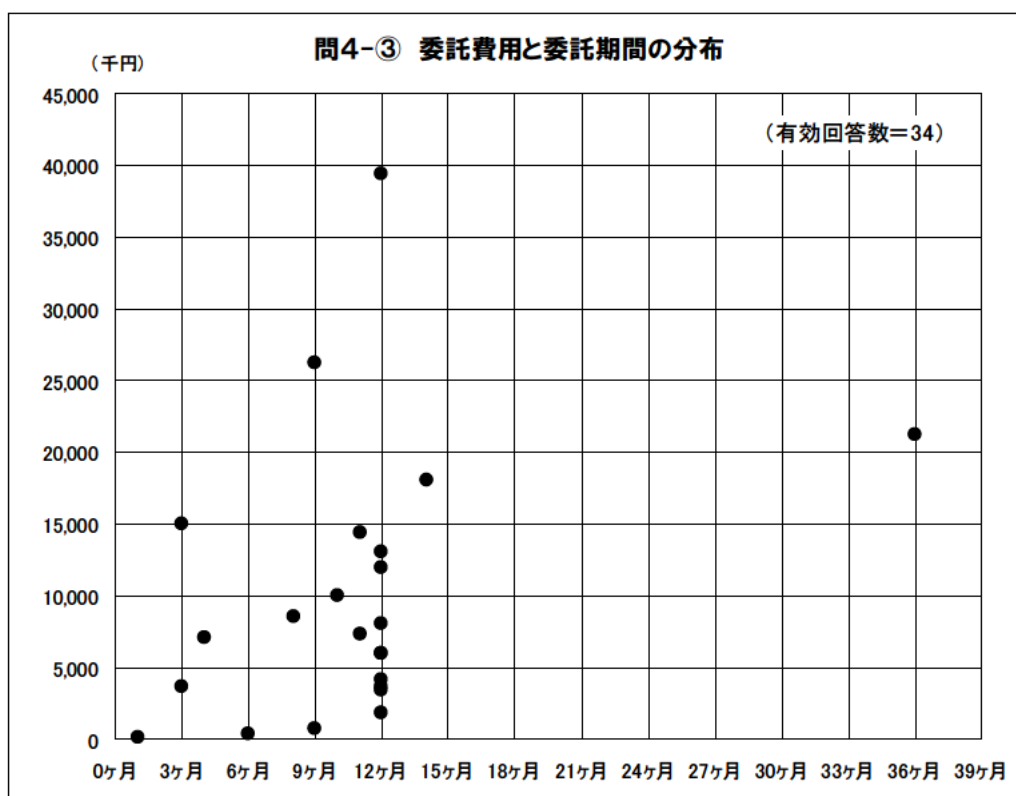


② 外部専門家にはどのような業務内容を委託されていますか？



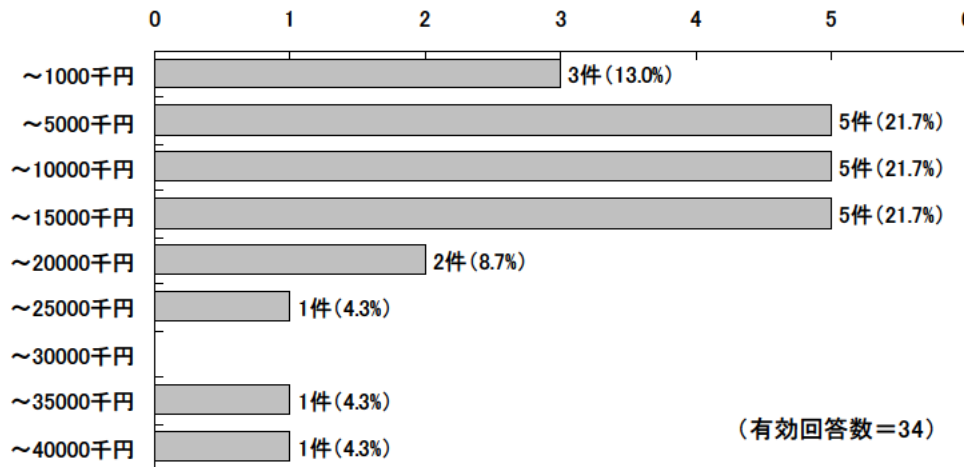
- ③ 外部専門家への委託費用について、ご記入ください。
 (該当する事例が複数ある場合は、直近の事例についてご記入ください)
- ④ 外部専門家への委託期間について、ご記入ください。
 (該当する事例が複数ある場合は、直近の事例についてご記入ください)

委託費用	委託期間	年間相当費用
388 千円	6 ヶ月	776 千円
65 千円	1 ヶ月	780 千円
700 千円	9 ヶ月	933 千円
1,795 千円	1 年	1,795 千円
3,450 千円	1 年	3,450 千円
3,600 千円	1 年	3,600 千円
4,167 千円	1 年	4,167 千円
15,000 千円	3 年	5,000 千円
5,996 千円	1 年	5,996 千円
6,000 千円	1 年	6,000 千円
21,250 千円	3 年	7,083 千円
7,287 千円	11 ヶ月	7,949 千円
8,000 千円	1 年	8,000 千円
10,000 千円	10 ヶ月	12,000 千円
12,000 千円	1 年	12,000 千円
8,484 千円	8 ヶ月	12,726 千円
13,073 千円	1 年	13,073 千円
3,600 千円	3 ヶ月	14,400 千円
17,997 千円	1 年 2 ヶ月	15,426 千円
14,378 千円	11 ヶ月	15,685 千円
7,025 千円	4 ヶ月	21,075 千円
26,250 千円	9 ヶ月	35,000 千円
39,375 千円	1 年	39,375 千円



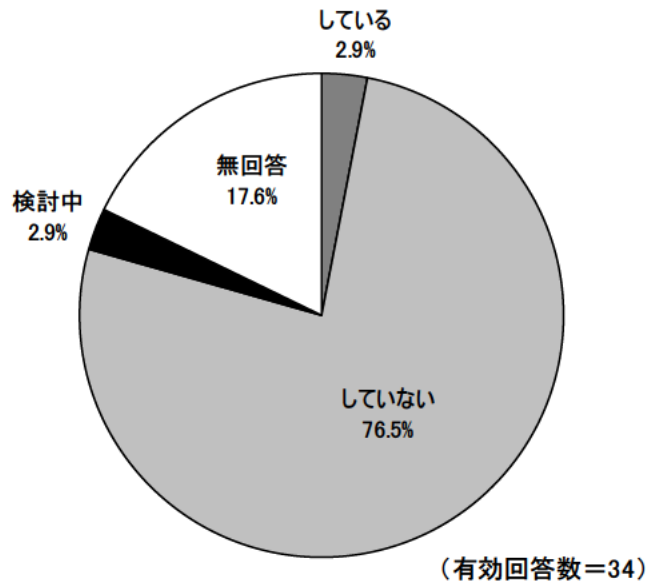
問4-④ 委託費用(年間相当費用)の分布

(件)



⑤ 外部専門家を他の市町と共同で利用しているか。

問4-⑤ 外部専門家を他の市町と共同で利用しているか



【複数の情報システムや全庁横断的な適正化取り組みのための外部専門家の活用に関する考察】

- ・ 外部専門家の利用目的としては、「情報システムのトータルライフサイクルコストの縮減」が最も高く（82.4%、検討中 8.8%を合わせると 90%を超えている）、次に「調達の透明性・公平性の確保、対外的な説明責任の向上」（76.5%）、その次に「システム品質及び情報セキュリティの向上」が多くなっている。（58.8%）
- ・ 外部専門家への委託内容としては、「予算積算支援」と「システム統合の検討、全体最適化計画の策定支援」が最も高く（それぞれ 47.1%）、次に「調達仕様書作成支援」（38.2%）、「設計開発・運用時の業者調整支援」（35.3%）と続く。選択結果がもっとも低い委託項目は「OA環境の計画策定・実行支援」であるが、その場合も 17.6%という値であり、想定した全ての委託項目について潜在的なニーズがあると言える。
- ・ 委託費用と期間については、回答内容にばらつきがあり、委託期間を考慮して年間相当費用に換算してもばらつきがみられた。このことから、委託内容や条件等によって費用面で大きな差が生じていることが読み取れる。
- ・ 「外部専門家を他の市町と共同で利用している。」としているのは、千葉県成田市（1市のみ）であり、問3と同じく直接の参考とはならない。よって「外部専門家の共同利用」の実施事例は無いと推察されるが、問2の複数の市町間での取り組みによる効果や、問3、4の外部専門家の活用状況などから、今後進むべき方向として望ましい取り組みであり、複数の自治体が共同で利用することによるコストメリットや相乗効果は、情報システムの調達の適正化の促進において、非常に有益であると考えられる。

⑥ 公共土木施設にかかる県と市町の役割分担のあり方検討部会

検討部会設置の目的

人口減少社会の到来など社会情勢が大きく変化するなか、公共土木施設については今後、新規投資とバランスをとりながら既存ストックの有効活用を図っていく必要があります。施設の維持管理等のあり方は、重要な課題です。

また、市町村合併により市町の行政体制が強化されるなど、「補完性の原理」に基づき議論を行う環境も整いつつあります。

このため、住民の利便性の向上、市町における自主的な地域づくりの推進、事務処理の迅速化やコスト削減等の観点から、施設の社会的役割や現行の施設管理の状況・課題を踏まえたうえで、住民・県・市町にとっての効率的・効果的な公共土木施設の管理のあり方について、基本的な方針を検討します。

検討部会メンバー

【平成19年度】19名（市町15名、県4名）◎部会長 ○副部会長

市 町			県
津市／道路維持課	四日市市／道路整備課	伊勢市／維持課	○県土整備部施設管理特命監 県土整備部建設政策特命監 県土整備部都市政策室 政策部地方分権・広域連携室
◎松阪市／土木課	桑名市／土木課	鈴鹿市／道路保全課	
名張市／管理室	亀山市／まちづくり整備室	鳥羽市／建設課	
志摩市／建設整備課	伊賀市／道路河川課	大台町／建設課	
○大紀町／建設課	南伊勢町／建設課	紀北町／建設課	

【平成20年度】32名（市町29名、県3名）◎部会長 ○副部会長

市 町			県
津市／建設政策課	四日市市／道路整備課	伊勢市／維持課	○県土整備部施設管理特命監 県土整備部建設政策特命監
◎松阪市／土木課	桑名市／土木課	鈴鹿市／道路保全課	
名張市／維持管理室	尾鷲市／建設課	亀山市／まちづくり保全室	政策部市町行財政室
鳥羽市／建設課	熊野市／建設課	いなべ市／建設課	
志摩市／建設整備課	伊賀市／道路河川課	木曾岬町／開発課	
東員町／土木課	菰野町／都市整備課	朝日町／産業振興課	
川越町／建設課	多気町／建設課	明和町／建設課	
大台町／建設課	玉城町／建設産業課	度会町／産業建設課	

市 町			県
○大紀町／建設課	南伊勢町／建設課	紀北町／建設課	
御浜町／産業建設課	紀宝町／産業建設課		

助言者●四日市大学／岩崎 恭典 教授、小林慶太郎 准教授

事務局●三重県県土整備部 維持管理室・都市政策室・県土整備総務室

検討事項

【平成19年度】

- ①検討対象施設について
- ②公共土木施設の社会的役割、現行の施設管理等の状況・課題について
- ③公共土木施設に関する今後の県と市町の役割とそれに基づく方向性について
- ④方向性実現に向けた課題・対応策及びスケジュールについて 等

【平成20年度】

- ①道路管理主体のあり方検討について
- ②道路管理手法のあり方検討について
- ③小規模な急傾斜地崩壊対策事業のあり方検討について

開催実績

【平成19年度】

第1回〔7/13〕 協議計画書により今後の進め方説明

- ①具体的な協議等スケジュール
- ②検討対象とする公共土木施設について
- ③ワーキング・グループ（WG）の設置及びメンバーについて

第2回〔10/1〕 各WGでの検討状況報告と今後の進め方

第3回〔1/28〕 各WGでの検討状況報告と今後の進め方

《道路施設WG》

第1回〔7/18〕、第2回〔8/9〕、第3回〔8/31〕、第4回〔10/30〕、

第5回〔11/12〕、第6回〔1/18〕

《河川・砂防施設WG》

第1回〔7/25〕、第2回〔8/9〕、第3回〔9/4〕、第4回〔11/5〕、

第5回〔12/13〕、第6回〔1/23〕

《港湾・海岸施設WG》

第1回〔7/25〕、第2回〔8/7〕、第3回〔8/29〕、第4回〔11/7〕、

第5回[1/2.5.]

《都市公園WG》

第1回[9/1.9.] 第2回[1/2.2.]

【平成20年度】

第4回[6/1.6.]..... 検討部会の位置づけ等について

平成19年度の検討状況について

平成20年度の取組目標及び検討の進め方(案)について

第5回[7/1.6.]..... (仮称)道路管理主体のあり方指針【骨子案】について

ワーキンググループの設置について

県内10地域で意見交換会を実施(9/30~10/8)

第6回[10/1.0.]..... (仮称)道路管理主体のあり方指針【骨子案】について

《道路管理手法のあり方WG》

第1回[9/8.]

検討内容及び検討結果

【平成19年度】

- 1 各公共土木施設ごとの法令上の位置づけ等を再確認するとともに、県・市町の実態を踏まえた現行管理上の課題・問題点等について、情報共有及び意見交換を行いました。
- 2 他県等の先進的な取組について、現地調査を実施するなど、全国的な地方分権の流れに対する認識の共有を図りました。

調査先：岡山県新見市、広島県呉市・坂町・大崎上島町

調査日：平成19年10月18日～19日

参加者：市町2名、県4名

- 3 各WGでの検討内容及び検討結果(概要)

(1) 道路施設WG

停車場線、港線、観光地線、インター線等の種別に応じて、県が管理することが望ましい道路と市町が管理することが望ましい道路の考え方をまとめました。

また、県道・市町道の一括的な管理について、意見交換を行いました。

(2) 河川・砂防施設WG

河川及び急傾斜施設の維持修繕にかかる県と市町の役割分担について、

その対象、内容、手続等について検討しましたが、各河川の担う役割や地域の実情も異なることから、現段階での見直しは困難であると整理しました。

また、二級河川の指定基準の見直し、急傾斜地崩壊対策事業を効果的に執行管理するための手法について検討を進めました。

(3) 港湾・海岸施設WG

各市町の現状等を勘案すると、港湾施設の管理にかかる統一的な役割分担の基準づくりを行うことは困難であると整理しました。

また、海岸施設については、国土保全上重要な施設であり、全国土（県土）を総合的に考慮のうえ管理していくべきものであることから、引き続き国、県がその役割を担うべきとして整理しました。

(4) 都市公園WG

効果的な都市公園の管理運営に向けた情報発信など、市町と県による取組を検討しました。

また、県内の都市公園の整備状況を踏まえ、都市公園の管理者の望ましいあり方について検討を進めました。

【平成20年度】

- 1 道路施設について、その望ましい管理主体を検討するにあたっての考え方及び管理主体（管理権限）を移行するとした際の留意事項等を、「（仮称）道路管理主体のあり方検討指針」として整理するべく、内容等について検討しました。（次頁「（仮称）道路管理主体のあり方検討指針【骨子】」参照）
- 2 県と市町との協働による維持管理手法を検討する際の基礎資料とするため、ワーキンググループを設置し、道路管理の現状・課題等について各市町へアンケート調査を行いました。

今後の予定

- 1 「（仮称）道路管理主体のあり方検討指針」の策定に向け、項目及び内容等についてさらに検討を進めるとともに、移行等の検討対象となる具体的な路線を抽出する際の手順を定めます。
- 2 また、県と市町との役割分担だけでなく、県と市町との連携、住民との協働による効率的・効果的な道路管理の手法について引き続き検討を進めます。
- 3 急傾斜地崩壊対策事業については、市町が主体となって事業を進める際の県からの技術支援・協力方策等について検討を進めます。

(仮称) 道路管理主体のあり方検討指針【骨子】

1 指針策定の趣旨

全国的な地方分権の流れ(「基礎自治体優先」の原則、簡素で効率的な行政の実現、真に住民のための地方分権改革の実現)

厳しい財政状況を踏まえた既存ストックの有効活用(建設から維持・管理へ、公共土木施設の長寿命化)

(公共土木施設のうち)特に住民生活に密着している「道路施設」について、その望ましい管理主体を検討するにあたっての考え方及び管理主体(管理権限)を移行するとした際の留意事項等を整理

2 道路管理主体を検討する際の基本的な考え方

県と市町の役割分担を踏まえ、地方的な幹線道路網を構成する道路については県が、市町の区域内における住民生活に密着した道路については市町が管理することを基本に、以下の視点から検討

- ・補完性・近接性の原理に基づいた、住民(利用者)の視点からの検討
- ・道路を取り巻く環境変化(人流・物流、高度利用化等)を踏まえた検討
- ・市町村合併による行政区域の拡大及び道路網等を考慮した検討
- ・将来的な住民参画やNPO等との連携の促進に向けた検討

個々の路線の検討にあたっては、地域の特性・特殊事情等を考慮し、県と市町が十分協議のうえ整理

3 整理の方法

現行の管理実態、利用状況等を踏まえ、県と市町との協議の結果、管理主体等の移行について合意がなされた場合には、以下により整理

(1)道路の認定替え

県道から市町道、市町道から県道

(2)管理権限の移譲

- ・道路法17条2項による管理権限の移譲
- ・事務処理特例条例による管理権限の移譲

4 移行に伴う措置及び支援

財政的な措置

- ・道路の認定替え及び道路法 17 条 2 項による管理主体等の移行の際には、地方交付税制度等により対応
- ・事務処理特例条例による移譲の際には、「事務処理の特例に関する条例に基づく交付金交付要綱」により措置

人的・技術的な支援・協力

移行先における円滑かつ適切な事務処理に向け、必要に応じて職員の人事交流や研修等を実施

5 移行等にかかる手続き等

協議、決定、事務引継ぎなどの事務手続きは県と市町が合意のうえ実施

6 県と市町の協働による管理

〔 道路管理主体のあり方検討と並行して、県と市町との協働による維持管理手法について記載することを検討 〕

IV. 新規検討部会の設置

⑦ 法定権限移譲の進め方検討部会

検討部会設置の目的

地方分権改革推進委員会の「第1次勧告」で、「都道府県～市町村への権限移譲の方針」が明記され、64法律359事務を都道府県から市町村へ移譲すべきとされました。

来年度には、この勧告をベースに新地方分権一括法の国会提出も予定されていますが、法施行までに十分な検討時間が確保されないことも予想されるため、事前に法定権限移譲が見込まれる事務の内容や移譲における諸課題について、県と市町の担当者間で具体的な検討を行います。

検討部会メンバー

市 町	県
各市町権限移譲担当課	各部局権限移譲担当室

事務局 ● 三重県政策部 市町行財政室

検討事項

- ① 新分権一括法に関する情報共有
- ② 法定権限移譲の対象となることが予想される事務内容の把握
- ③ 法定権限移譲に合わせて条例で移譲すべき事務内容の検討
- ④ 法定権限移譲に伴う諸課題についての検討
- ⑤ 法定権限移譲を含めた今後の権限移譲にかかる方針の検討

今後の予定

- 1 検討部会を設置した後、速やかに各事務分野別にワーキング・グループ(WG)を設ける。
- 2 各事務分野別に設置されたWG内において、各々の事務内容の確認、課題の抽出等を行う。

地方分権改革推進委員会第一次勧告
「都道府県から市町村への権限移譲」に対する今後の対応について

1. これまでの経緯

- 平成 20 年 5 月 28 日 地方分権改革推進委員会「第一次勧告」
「都道府県から市町村への権限移譲の方針」が明記。
64 法律 359 事務を都道府県から市町村（主に市）へ移譲すべき。
- 平成 20 年 6 月 20 日 政府の「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」
「基礎自治体への権限移譲の推進」が明記。
- 平成 20 年 6 月 27 日 「骨太の方針 2 0 0 8」（経済財政改革の基本方針 2 0 0 8）
「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」に基づき取り組むことが明記。

2. 現状

- 三重県における条例による市町への権限移譲（地方自治法第 252 条の 17 の 2）
「三重県権限移譲推進方針」（取組期間：平成 17 年度～21 年度）により推進中。
「県と市町村の新しい関係づくり協議会」での検討結果を踏まえ、平成 17 年 6 月に策定。
できるだけ包括的な権限移譲を行うことを柱に、事務引継ぎのルール、人的・財政的支援策を明記。

県から市町へ権限移譲（H20.7.1 現在） 合計 653 事務
（全市町 111 事務 一部市町 542 事務）
（32 法律 436 事務、5 施行令 31 事務、6 規則 83 事務、12 条例規則 103 事務）

3. 今後の第二期地方分権改革の流れ

- 平成 20 年度 地方分権改革推進委員会第 2 次勧告・第 3 次勧告
平成 21 年度 新分権一括法案 国会提出予定（早ければ平成 21 年秋の臨時国会）
平成 22 年度 新分権一括法成立？
平成 24 年度 新分権一括法施行？

平成 22 年度中に新分権一括法が成立すれば、その施行は、一定の事務引継ぎ期間等が設けられることを考慮しても、早い場合は平成 24 年 4 月頃も考えられる。
その場合は、法施行まで残された時間は 3 年半程度となる。前回の第一期地方分権改革の際も、第 1 次勧告から法の施行まで 3 年半程度となっている。

4. 今後の対応に影響すると考えられるポイント

移譲対象事務の56%が県・市町双方にとって全くの新規移譲事務

勧告対象事務	64 法律 359 事務
三重県の市町に移譲対象となる事務	60 法律 317 事務
既に移譲済又は一部移譲済の事務	31 法律 139 事務
移譲実績なし	40 法律 178 事務 (約 56%)

移譲対象となる事務量は約102,000時間(概算)(別紙「詳細調査に基づく事務量想定試算表」参照)

平成20年7月から9月にかけて各部局の協力により該当する事務の事務量及び処理件数の調査を行うとともに各市町の事務量について、処理件数を元に試算した。

市町との協議時間が十分確保できるか不透明

地方分権一括法の内容が確定し、法定移譲となる事務が明確化された段階で、早急に移譲に向けた市町との協議を計画的に開始する必要があるが、その時期まで待っていると、事務によっては、十分な協議時間が確保できないことも想定される。

現状の県の事務処理特例条例による権限移譲の場合の協議時間

「権限移譲推進方針」に基づく協議ルールによる。

移譲の際に組織や予算が必要となる事務 1年以上前(それ以外は半年以上前)

なお、法定移譲の場合は、条例による移譲と異なり、市町との協議ルールは明確化されておらず、現状では、各部局がそれぞれ対応している。

今回新規に移譲対象となる事務数や事務量、法施行時期までの残された期間から考えると、各部局がそれぞれ事務ごとに市町との権限移譲の協議を進めることになれば、移譲を受ける市町に相当の負担をかけるとともに、事務引継ぎに支障を生じるなど、県、市町双方に混乱を招く恐れが考えられる。

5. 今後の法定移譲の進め方について

以上のようなことから県として今後の進め方については以下のように考えます。

1. 県と市町の協議・検討組織を設置する。

「県と市町の新しい関係づくり協議会」の中に、(仮称)「法定権限移譲の進め方」検討部会を設置し、以下の項目について協議・検討を行う。

新分権一括法の内容や施行時期についての情報共有

法定権限移譲の対象となることが予想される事務内容の把握

法定権限移譲の際に合わせて条例で移譲すべき事務内容の検討

法定権限移譲に伴う諸課題についての検討

法定権限移譲を含めた今後の権限移譲にかかる方針の検討

2. 法改正に先行して移譲可能と判断できる事務から条例による権限移譲を進める。

検討部会での検討結果を踏まえ、事務内容や市町ごとの移譲条件などを考慮した上で、県、市町双方が法改正に先行して権限移譲可能と判断できる事務・市町から、法改正を待たずに県条例による権限移譲を進める。

詳細調査に基づく事務量想定試算表 (単位:時間)

部名	法律名	合計時間	部合計	津	四日市	伊勢	松阪	桑名	鈴鹿	名張	尾鷲	亀山	鳥羽	熊野	いなべ	志摩	伊賀	木曾岬	東員	菟野	朝日	川越	多気	明和	大台	玉城	度会	大紀	南伊勢	紀北	御浜	紀宝		
政策部	地方自治法	18	18		3			12											3															
防災危機管理部	高圧ガス保安法	8,631		495	4,998	252	408	251	472	161	34	168	5	37	230	97	470	17	5	113	16	134	47	31		37		43	65	7	35	3		
	火薬類取締法	2,720		336	88	201	201	184	133	10	256	79	76	115	175	70	267		21	1			15	6	27	5	10	146	167	91	29	11		
	電気用品安全法	168	11,519		6		54	36	48											6			6	12										
生活・文化部	消費生活用製品安全法	96			72			8							16																			
	家庭用品品質表示法	96	192		96																													
健康福祉部	老人福祉法	1,114		166	26	74	501	22	5	51	46	7					61	155																
	介護保険法	6,852		2,321	754	293	738	84	849	148	84	168		42	42	640	689																	
	児童福祉法	854		79	183	62	95	32	114	64	77	11			84	42	11																	
	母子寡婦福祉法	11,112		1,319	3,657	599	1,299	431	1,820	647	206	88	112	283	50	297	304																	
	母子保健法	6,022		1,075		679	775	585	1,119	323	117	347	45	109	267	188	393																	
	社会福祉法	12,346		2,723	2,240	1,379	1,563	844	1,212	554	245	415	119	262	296	59	435																	
	身体障害者福祉法	7,270		1,315	1,238	586	731	441	735	356	71	221	143	193	291	357	592																	
	知的障害者福祉法	60		14	12	7	7	7	9			2			2																			
	障害者自立支援法	1,661		411		131	184	119	323	139	34	95	11	23	44	8	139																	
	墓地埋葬法	441					39	77	127	55		93			6		44																	
	JAS法	10,696	58,428	3,565		7,131																												
	環境森林部	水道法	650		97	148	45	43	36	112	12		35	13		19	34	56																
		浄化槽法	5,594		527	286	1,620	369	195	536	181	72	105	758	91	94	227	533																
大気汚染防止法		550			550																													
ダイオキシン類対策特措法		350			350																													
特定工場公害防止組織整備法		175			175																													
騒音規制法		80	7,399	19		6	10	13	10	6		10	3				3																	
農水商工部	農業振興地域整備法	549						549																										
	農地法	2,921		36	53	18	12	1,132	71		191	12		315	1,039	18	24																	
	工場立地法	2,939		299	1,046	75	50	174	299	25	25	199		25	249		473																	
	中小小売商業振興法	50	6,459		50																													
県土整備部	都市計画法	16,978				1,910	5,565	3,644		647	98	1,463	182	180	1,110	351	1,828																	
	土地区画整理法	55		5			5	35	5							5																		
	特定優良賃貸住宅供給促進法	10			10																													
	高齢者居住安定確保法	20				10											10																	
	公有地拡大推進法	186		49	49	8	11	6	27	5	3	18	3			2	5																	
	砂利採取法	702		150	66	30	42	108	48	6	30	6			12		204																	
	採石法	438	18,389	72			12	78	30		54	6	42	36	90		18																	
	合計	102,404	102,404	15,073	16,156	15,116	12,714	9,103	8,104	3,390	1,643	3,548	1,512	1,717	4,110	2,456	6,653	17	35	114	16	134	68	49	27	42	10	189	232	98	64	14		

※留意事項

- 正確な時間数の把握については、事務内容が確定しない現状では困難ですが、大まかな事務量のイメージをつかむためのあくまで目安として、現在県が事務処理に要している実時間数を元に、平成19年度の実処理件数に応じて各市町に機械的に按分したものです。
- そのため、19年度に事務処理実績のない市町の事務量は「0」時間となっておりますが、権限移譲後に「0」の市町には事務が発生しないことを意味するものではありません。
- また、ほとんどの事務の場合、純粋にその事務処理に要する平均事務処理時間を元に配分しており、事務によっては個別の事情により大幅に増減すること考えられます。
- さらに事務によっては、今後精査することにより関連する事務が大幅に増加したり、減少し、事務量も大きく変わることも考えられます。
- この表に記載の事務の他にも、第1次勧告に含まれる事務は存在しますが、県全体の19年度の実績が「0」時間のため省略しています。ただし、それらの事務について、権限移譲後も事務が発生しないことを意味するものではありません。(事務が発生した場合に想定される時間数が設定されている事務もあります。)

參考資料

県と市町の新しい関係づくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、県と市町の新しい関係づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、分権型社会の実現を目指し、県と市町の役割分担の明確化と適正化を図るとともに、真に対等・協力の関係を築くことにより、県と市町を通じた行政サービスの向上を図ることを目的とする。

(協議等事項)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。

- (1) 連携・協力及び役割分担のあり方に関する事項
- (2) 専門性強化のための取組に関する事項
- (3) 包括的権限移譲の推進に関する事項
- (4) その他本協議会の目的達成のため必要な事項の情報共有及び検討

第2章 組織

(協議会の構成)

第4条 本協議会は、別表の者をもって構成する。

(役員)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 三重県知事
- (2) 副会長 三重県副知事、三重県市長会会長及び三重県町村会会長

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、三重県政策部市町行財政室、三重県市長会及び三重県町村会に置く。

第3章 会議

(会議)

第8条 会議は、総会及び運営調整会議とする。ただし、必要に応じて検討部会を設置することができる。

2 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。

3 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

(総会の決定事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項について決定する。

(1)第3条の規定による協議事項の対応方針

(2)前号の規定に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

(議長)

第11条 総会の議長は、会長が指名する者とし、議事は会長が総会に諮り決定する。

(定足数)

第12条 総会は、構成員(またはその代理人)の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

(運営調整会議)

第13条 具体的な協議等事項の決定、検討部会設置の決定又は第10条の規定による総会の決定事項の事前の意見調整のため、必要に応じて運営調整会議を開催することができる。

2 運営調整会議は、市町、県各部及び県民センターの地方分権に係る職員で構成する。

3 運営調整会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 運営調整会議は、会長の指示により三重県政策部市町行財政室が招集する。

(検討部会)

第14条 第13条第1項の規定により設置が決定したときは、検討部会を置く。

2 検討部会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

第4章 経費等

(経費)

第15条 会議にかかる経費は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

この規約は、平成18年6月7日から施行する。

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成19年6月6日から施行する。

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年6月4日から施行する。

別 表（第4条・第5条関係）

県と市町の新しい関係づくり協議会名簿

役職名		役職名	
会 長	三重県知事		三重県副知事
副会長	名張市長	委 員 (県)	政 策 部 長
	大紀町長		地域支援担当理事
	三重県副知事 (政策部担任)		「美し国おこし・三重」 担 当 理 事
委 員 (市町)	津 市 長		東紀州対策局長
	四日市市長		総 務 部 長
	伊勢市長		防災危機管理部長
	松阪市長		生活・文化部長
	桑名市長		健康福祉部長
	鈴鹿市長		こども局長
	尾鷲市長		環境森林部長
	亀山市長		環境森林部理事
	鳥羽市長		農水商工部長
	熊野市長		農水商工部理事
	いなべ市長		観 光 局 長
	志摩市長		県土整備部長
	伊賀市長		県土整備部理事
	木曽岬町長		企 業 庁 長
	東員町長		病院事業庁長
	菰野町長		教 育 長
	朝日町長		桑名県民センター所長
	川越町長		四日市県民センター所長
	多気町長		鈴鹿県民センター所長
	明和町長		津県民センター所長
	大台町長		松阪県民センター所長
	玉城町長		伊勢県民センター所長
	度会町長		伊賀県民センター所長
	南伊勢町長		尾鷲県民センター所長
	紀北町長		熊野県民センター所長
	御浜町長		
	紀宝町長		

検討部会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 県と市町の新しい関係づくり協議会(以下「協議会」という。)規約第14条第2項の規定により、検討部会(研究会を含む)の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、協議会規約第3条の規定による協議等事項のうち、運営調整会議で決定された事項を専門的に協議又は研究する。

(組織)

第3条 検討部会は、県及び市町の職員で構成する。ただし、必要に応じて学識経験者を構成員又は助言者として招聘することができる。

- 2 検討部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 検討部会の部会長及び副部会長は、検討部会の構成員の互選により選任する。
- 4 検討部会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(部会長及び副部会長の職務)

第4条 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。

- 2 部会長は、協議等事項についての意見調整に努めなければならない。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(検討部会の開催)

第5条 検討部会は、部会長が招集する。

- 2 検討部会は、必要に応じて検討部会の運営に関する規程第3条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議等計画書の作成)

第6条 検討部会は、会長から指示を受けた事項について、別紙様式1により「協議等計画書」を作成しなければならない。

(協議等経過報告書の作成)

第7条 検討部会は、前条の規定による「協議等計画書」に沿って協議等を行うとともに、別紙様式2により「協議等経過報告書」を協議等の都度作成しなければならない。

(協議等経過及び結果の報告)

第8条 検討部会は、第6条及び第7条の規定による「協議等計画書」及び「協議等経過報告書」をもとに、協議等経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年6月7日から施行する。

検 討 部 会 協 議 等 計 画 書

協議等テーマ	
目 的	
検討事項	
具体的な協議等スケジュール	
メンバー	

別紙様式2（第7条関係）

検討部会協議等経過報告書

日時・場所	
参加者	
議題	
意見の概要	
決まったこと	
その他	
次回開催日・場所	
作成者	